

隣保館だより

4月号

No.441

[発行・編集]

平成30年4月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



男だから？ 女だから？

この職業は女性、この職業は男性と決めつけたり、仕事や育児・介護について、男だから、女だからと役割を決めつけたりしていませんか？また、色も決めつけていませんか？

クイズ1 次の職業の現在の呼び方は？

- ①看護婦 ②保母、保父
- ③スチュワーデス、スチュワード



男子の服がピンク色だと変？

クイズ2 次の中で国歌の歌詞を

変えた国は？

- ①スウェーデン ②カナダ
- ③フランス

平成28(2016)年度 三木市男女共同参画に関する市民意識調査報告書より

クイズ3 次の質問に賛成する方、そう思う方が、50%を超えるのはどれ？

- ①夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ
- ②少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい
- ③地域活動の場では男女平等である
- ④学校教育の場では男女平等である

クイズ4 次のことがらが、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）だと思う方が、50%を超えるのはどれ？

- ①身体をさわったり、抱きつく
- ②じろじろ見たり、容姿のこと
- をたびたび話題にする
- ③宴会などで女性に接待させる

クイズ5 配偶者や恋人から、次のような行為をされた経験があると答えた人が10%を超えるのはどれ？（ドメスティックバイオレンス：DV）

- ①身体的暴力をふるわれる ②避妊に協力しない
- ③何を言っても無視される
- ④生活費を渡してもらえない
- ⑤どなられたり、ののしられたりする

アメリカでは、警察官を、ポリスマンからポリスオフィサー、実業家をビジネスマンからビジネスパーソンとしています。男だけの職業ではありませんからね。

クイズ1 の答えは、①看護師②保育士③客室乗務員とかキャビンアテンダントです。

クイズ2 今年2月7日カナダは、社会的・文化的性差をなくす取組の一つとして、歌詞を「汝の息子全ての中に流れる眞の愛国心」から「われわれ全てに流れる眞の愛国心」に変更しました。

クイズ3 50%を超えるのは②④です。

①の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」と思う人は32%です。日本では、出産でいったん仕事を辞め、子どもが少し大きくなったら再び働き始める女性が多いという特徴があります。でも、本当は仕事を続けたいのに辞めざるを得ない母親もいます。自分の意思で選択できることが大切ではないでしょうか？



クイズ4 答えは①と②。では、宴会などで女性に接待させるのは、男女平等に反することではないのでしょうか？

クイズ5 10%を超えるのは①③⑤です。身体的暴力だけがDVではありません。②も④もDVです。他に「誰に食べさせてもらっているんだ」などと言われること、大切な物をわざと壊されたり捨てられたりすることもDVです。「自分も悪い」と思わず相談しましょう。

「うちの嫁」「主人」「奥さん」「だんなさん」という言葉を使っていませんか？主従関係ではなく、男女平等の考え方で、「私の妻」「夫」「つれあい」「パートナー」となど呼んでみませんか。

家庭生活では、「自らの意思が尊重される選択が出来るよう、男女が互いに支え合い家族の一員として男女の別を問わず役割を分かち合うこと」が大切ですね。

人権の小窓

身体障害者補助犬法の成立から今年で16年を迎えます。障害者差別解消法がなかった日本において、障がい者のアクセス権を初めて認めた画期的な法律ですが、未だに認知度が低く、補助犬の同伴拒否もなくなっています。

身体障害者補助犬（補助犬）をご存じですか？ ～補助犬と人権～

盲導犬を知らない人はいないと思いますが、介助犬や聴導犬はどうでしょう。

概説を右記しましたが、盲導犬は「目」、介助犬は「肢体」、聴導犬は「耳」の不自由な人をサポートするように特別な訓練を受けた犬のことです。また、補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬の総称で、法律を作成する際に新しく作られた言葉です。取組の長い盲導犬は約1000頭が実働していますが、介助犬と聴導犬はそれぞれ約70頭しかいません。

私は大学卒業後、半導体エンジニアとして働いていましたが、27歳の時、交通事故で頸髄を損傷、車いすの生活を余儀なくされました。下肢だけでなく、腹筋や背筋、上肢にも障害が残り、握力も失ってしまいました。

結婚して1年余りの頃です。家族にも迷惑をかけ、これから長い人生、どうやって生きていけば良いのかわからず、受傷当時は「死んでしまえば良かった」と考えていました。

【自分もけっこうやるやん！】盲導犬を連れた人が散歩していた。階段の下に子どもたちが自転車をおいていて、その人は、下りることができなかつた。私は勇気をふりしぶって、「自転車どけるの手伝います」と言ったら、その人は「ごめんね、ありがとうございます」と笑顔で言ってくれた。

(191)

平成30年4月

日本介助犬使用者の会会長
関西学院大学非常勤講師

木村佳友



介助犬ディジーと（JR宝塚駅シンシア像の前で）

入院・リハビリを経て、自宅での生活を始め、在宅勤務ながら職場復帰も果たしました。しかし、妻との二人暮らしで、妻もフルタイムで仕事をしており、日中は一人になるため、落としたものが拾えず仕事が中断する、車いすが転倒しても助けを呼べないなど、問題がありました。

その頃、雑誌で目にした介助犬の記事をきっかけに、介助犬シンシアとの生活を始めることになります。シンシアは、落とした物を拾う、携帯電話を持ってくるなど、私の不自由な生活をサポートし

* * 補助犬の概説 * *

盲導犬は、目の不自由な人が街なかを安全に歩けるように、障害物を避ける、段差や曲がり角を教えるなど、歩行のサポートをします。



介助犬は、肢体の不自由な人のために、指示したものを持って来る、落としたものを拾う、着替えを手伝うなど、日常生活動作をサポートします。



聴導犬は、耳の不自由な人に、玄関のチャイム、赤ちゃんの泣き声、FAXの着信音、自動車の警笛など、生活の中で必要な音を聞き分けて知らせます。

てくれる頼もしいパートナーでした。

しかし、当時（1996年）、介助犬は存在すら知られておらずペットと間違われ、受け入れてくれる施設はほとんどなく、交通機関も利用できませんでした。



社会参加を後押ししてくれるはずの介助犬が外出を躊躇させる存在になっていては、障がい者が「介助犬との生活」を諦めてしまいかねません。

このような状況を改善するため、介助犬の公的認知に向けた活動を始め、国會議員や行政に働きかけ、「介助犬法」の成立をめざしました。しかし、活動の中で、道路交通法で認められている盲導犬ですら施設への同伴を認める法律はなく、同伴拒否が絶えない状況であることもわかり、盲導犬、さらに聴導犬も加えた法律をめざすことになりました。

そして、多くの方々のご支援とご協力により、2002年5月に、補助犬使用者にとって悲願の法律「身体障害者補助犬法」が成立したのです。

法律の目的は、「身体障害者の自立と社会参加の促進」です。公共施設や公共交通機関だけでなく、レストランやホテル、病院などの不特定多数が利用する民間の施設にも、補助犬の受入れが義務付けられました。さらに、使用者と補助犬の認定制度も設けられ、訓練事業者や使用者の義務も明記されています。

法律の成立により、次第に補助犬の同伴拒否は無くなっていくと思っていました。しかし、成立から16年が経った今も、同伴拒否はなくなっています。

補助犬の普及啓発に取り組んでいますが、関西福祉科学大学の調査では「身体障害者補助犬法の名称も内容も知らない人」の割合が『2004年の55%』から『2011年の64%』へ増加し、認知度が低下しています。また、日本補助犬情報センターの調査では「同伴拒否を経験した使用者」の割合が、『2005年の59%』から『2015年の66%』へ増加しています。

このように法律が広く理解されていないことも、同伴拒否がなくなる原因のひとつだと思います。

補助犬の同伴を拒否することは、障がい者を拒否することです。人権侵害であり違法行為です。

法律に罰則規定はありませんが、同伴拒否



が悪質だった場合には、「補助犬の同伴を拒否した宿泊施設が法務局から説示を受けた事例」や「補助犬使用者の乗車を拒否したタクシー会社が運輸局から行政処分を受けた事例」もあります。

障がい者や補助犬が自由に社会参加できる街は、多くの人にとって住みやすい街だと思います。皆さん、障がい者や補助犬を正しく理解し、自分のこととして考えてくださることを願っています。

【筆者プロフィール】1960年 大阪府大阪市生まれ。1983年 三菱電機入社。1986年 結婚。1987年 交通事故により車いす生活となる。1996年 介助犬シンシアとの生活を始める。講演など、介助犬の普及啓発に取り組む。厚生労働省の検討会委員を務めるなど、身体障害者補助犬法の成立にも尽力。現在は三代目のディジーと生活している。著書『介助犬シンシア』は、『シンシア～介助犬誕生ものがたり』としてテレビドラマ化され、アジアテレビ賞最優秀賞などを受賞。



保



館



力



レ



ン



ダ

ー 4月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日		16	月	習字教室 19:30~
2	月	習字教室 19:30~	17	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~
3	火	経営相談 10:00~	18	水	
4	水	子育てキャラバン 10:00~	19	木	手芸教室 13:30~
5	木	手芸教室 13:30~	20	金	経営相談 10:00~
6	金	経営相談 10:00~	21	土	
7	土	茶道教室 9:30~ 書を楽しむきらきら教室 13:00~	22	日	
8	日		23	月	歌謡同好会 13:30~
9	月	歌謡同好会 13:30~	24	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~
10	火	経営相談 10:00~	25	水	
11	水		26	木	茶道教室 13:30~
12	木	茶道教室 13:30~	27	金	経営相談 10:00~
13	金	経営相談 10:00~	28	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~
14	土	茶道教室 9:30~	29	日	昭和の日
15	日		30	月	振替休日

- ★手芸教室★歌謡同好会★習字教室
- ★着付教室★茶道教室 ★経営相談
- ★子育てキャラバン
- ★書を楽しむきらきら教室



講座生募集中です。どうぞご参加ください。

人権啓発DVDの紹介…活用ください

【あした咲く】(36分)

「女性の人権」

ーともに輝ける社会をめざしてー
 「女性が輝く社会」の実現に向けて、平成27年9月の「女性活躍推進法」の施行をはじめ、これまで様々な取組が進められてきました。

しかし、職場や地域における女性の能力発揮のための環境整備や意識改革は必ずしも十分ではなく、DVやハラスメントなどの人権侵害も生じています。

すべての人が、性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすために、私たちが日常生活で心がけることを考え、その実現をめざすきっかけとなる人権啓発ドラマです。

【人権に関する記念日等】(4月)

2日 世界自閉症啓発デー…2007年の国連総会で、カタール王国王妃の提案により決議。

22日 アースデー…1970年、アメリカの上院議員が4月22日を「地球の日」と宣言。

25日 国際盲導犬の日…1989年に国際盲導犬学校連盟が制定。4月の最終水曜日。

2~8日 発達障害啓発週間

自閉症をはじめとする発達障害について正しく理解してもらうために設けた。

2018年度カレンダーができました。

各自治会にお配りしますので、集会所などでご覧ください。～自分もけっこやるやん～のメッセージに寄り添う言葉で構成しています。



2018年度カレンダー

お問い合わせ窓口
三木市人権・障害教育協議会
TEL:082-83388



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL:082-83388)まで。



隣保館だより

5月号

No.442

つなごう手と手
築こう心の架け橋を

[発行・編集]

平成30年5月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



長時間労働による過労死やセクハラ・パワハラなどのハラスメントや差別に関わる問題が多く報道されています。

「あほ」「ぼけ」「かす」といった暴言を吐いたり、すれ違いざまに腹を小突いたりして処分された上司は、「コミュニケーションのつもりだった」と言う。

人手不足で募集して採用したのに、1か月後に妊娠して、その後産休に入るという保育士に「それは違うだろう」と言

企業にとっての 人権とは？ ～職場から作る人権尊重社会～

う保育園の園長。

「この上司や園長が間違っている」と明確に指摘できる雰囲気が職場に生まれ、気持ちよく働くよう、私たちの人権感覚を育てなければなりません。

では、こんな上司はいかがでしょう？

上司A：いい仕事をするよ。でも、もう少し肩の力を抜いたほうが。よし、これから飲みに行こう。

部下：これからですか、申し訳ありません。
私は、お酒は苦手です。

上司A：別に飲まなくていいんだよ。付き合ってくれば。二人きりで話がしたいんだよ。

部下：お話を聞かせて…

上司A：そういうことじゃ無いんだよ。もういい。

上司B：何やってんだ！大事な会議に遅刻するなんて。
部下：すみません。事故渋滞に巻き込まれて…

上司B：もっと時間に余裕を持って行動しなさい。時間に遅れて信用を失うこともあるし、大きなチャンスを逃すこともあるんだからな。

部下：…『事故も渋滞も俺のせいじゃないのに…。』

上司Aは、社員に対するセクハラの典型ですね。上司Bは、業務上の心得として指導していると考えられます。責任は部下にないとしても、叱責するような話し方だとパワハラになりそうです。

では、これはいかがですか？

先輩：おいC、これ整理しといてくれ。

後輩C：いつまでですか？

先輩：そうだな、明日の朝までに仕上げられるか？

後輩C：明日の朝って、今からじゃ徹夜しないとできないじゃないですか。

先輩：お前はまだ下っ端なんだから、これくらい頑張るのは当然だろう？俺が新人の頃なんて徹夜なんて当たり前だったぞ。

この先輩は、自分の経験を話しながら指導しているのかもしれません、長時間労働を強いていますからパワハラになりますね。

こうした「人権問題」への対応は、「従業員、消費者、取引先、地域社会、株主・投資家」と密接に関わり、企業の価値を左右します。今、働きやすい環境と人権尊重において、企業の社会的役割と責任が問われているのです。

平成29年度 法務省委託 人権啓発教材 DVD

企業と人権

～職場から作る人権尊重社会～

職場内研修にご利用ください

私たちの言動に人権的発想があるでしょうか？人権を侵害しているかいなかを敏感に感じ取ることが癖になるように、また、「まあいいか」で済まさない気持ちを常にもちたいものですね。



篠山市 田中勇次

私を救った一言

～自らの解放と向き合ってきて思うこと～

私は、1970年代はじめ、「同和・部落」という言葉を聞くのがいやでいやでしかたがなかつた。

そんな私が、いつから自分史（人生劇場）を人に語りかけるようになったのだろう。人は、「なぜ、自ら部落出身だと言うのですか」と私に問う。私は、今も「なぜ、自分のことを人にしゃべるの」という自問を繰り返している。

部落との出会い

部落との出会いは、不安と恐怖、そして親への怒りを私に教えた。それと同時に、人生をかけて解決しなければならない「不安と恐怖からの解放」「自由とは、生きるとは何か」という課題を私に与えた。



1963（昭和38）年、今から55年前、私が小学6年生のときだった。稻刈りが終わったところで母親から、私が生まれたところが被差別部落だということを告げられた。心に「部落」というレッテルをはられた瞬間から自分自身の未来に対する不安と恐怖、そして親に対する



怒りが全身をおおいつくすのに時間はかかるなかつた。以降、私の心は封印され長く表に出していくことはなかつた。

母親から伝えられた時は、私の地区に解放学級はなく、1971（昭和46）年の学力促進学級（解放学級）の開設まで8年間待つことになる。

私は、高校を卒業する時、「悩まないこころをつくるために悟りをひらく」、「部落に生まれることがこんなにしん

どいなら子どもはつくらない、結婚しない、そのために女性を好きにならない」と決意をしていた。

知られていた部落出身

1970（昭和45）年、高校卒業と同時に私のことを誰も知らないはずの大阪で就職することになった。知らないはずと思っていたのは、私だけだった。数年後、職場の先輩が私を部落出身者と知っていて、部落解放運動（職場解放研究会）に誘つた。そのとき自分で起つた衝撃は、今でも思い出すことができる。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行された。私は、そのことを知らなかつた。

この時期は、部落差別が、社会的にも法制度的にも野放し状態といえる状況から、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」（同和対策審議会答申）として、同和行政、同和教育・啓発が全国的に展開されていくとする歴史的変革がはじつた時期である。

不安と恐怖の中で

私の職場でもトイレ、エレベーター、通路等の壁にせんしょうご賤称語が書かれていたり、差別発言も多くあつた。私は、直接的、間接的に部落差別を経験していった。また、部落差別を受けた職員が死を選択したことにも遭遇した。



このようななかで啓発冊子・ポスター等が多くつくられ職場にあふれた。職場で「同和学習」が積極的にすすめられていく状況にあつた。

こんな環境の中で、「部落という恐怖

からの解放」、そして「自由・生きるとは何か」を必死に心の中で追い求めていた。一方で被差別部落出身をひたすら隠し、おびえながら啓発・研究集会や差別事件の確認・糾弾会、職場の同和学習会に参加し発言している私がいた。私の中で矛盾と葛藤が拡大していった。

こんな私が、いろいろな経験と葛藤を積み重ねていくうちに、友人に細心の注意を払いながら少しづつ自分のこと語り始めた。職場学習会においても自らが同和地区出身者であることを明らかにしていった。その中で部落差別発言が自分の周りから消えていった。

私を救った一言

1976（昭和51）年、私を「部落という不安と恐怖」から救ってくれた言葉に出会った。

それは、朝日新聞に掲載された「生まれた子に障がいがあったお母さんの手記」の最後にあった「それでも生きることを教えます」という言葉である。以降、私の人生が劇的に変わっていった。女性との出会いの場を拒否し続けてきた私がその場を受け入れることができ、結婚し、こどもも二人できた。それは、「被差別地区に生まれたことへの不安と怒り、恐怖におびえている私」が解放されていくはじまりであった。



この言葉に出会った瞬間、「なんだ、生きればいいんだ。自分を、生きればいいんだ」と心の中でくりかえしていた。

この言葉が私の追い求めていた「生きるとは、何か」という問いかけの答えになった。それからも被差別部落に生まれたこと、部落差別、自分自身の中の不安と恐怖がすべてなくなったわけではない。しかし親への怒り、部落差別におびえている私の心は薄れていった。

部落に生まれたからこそ

40歳になったころには、人に「部落に生まれたからこそ、こんな私でも一生懸命考え生きてこれた」と話していた。死

さえも意識させ苦しみをあたえづけた部落が「部落に生まれたことが私には良かった」と思えるようになっていた。しかし、心の中にあった「部落という小さいトゲ」は、まだ残っていた。

解決の答えは、私の中にあった

2012（平成24）年62歳の時、日置ふれあい館（隣保館）の訪問活動の中で寺住職に「田中君、逃げたらあかんで」と声をかけてもらった。この言葉は後に、私の「不安と恐怖からの解放」という課題の解決が「自分自身が部落・部落差別のなかに居り続ける覚悟」にあることに気づかせてくれることになる。この時、すでに65歳になっていた。

私は、世の中の部落・部落差別との出会いから生まれた怒り、不安と恐怖、そして心の葛藤は、すべて私の中にあることを知った。そして、その現実をすべて受けとめ、常にそれと向き合いながら課題解決していく答えもすべて私の中にはあった。

私たちの法律

2016（平成28）年、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布・施行された。



この法律は、私たち一人ひとりが、これまでの「私とあなたの関係」を自らが問い合わせなし、新たな「人間を尊敬する」ことを基軸にした「お互いの人権が尊重された私とあなたの関係づくり」「人づくり」をすすめていく「人権のまちづくり」運動の道筋を示してくれている。

部落差別の解消は、すべての人の「私の人権は、守られているのだろうか」という問い合わせからはじめられていく。

あなたの人権、私の人権… 大切にしていますか？

隣
保
館
力
レ
ン
ダ
ー

5月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営相談 10:00～着付教室 19:30～	17	木	茶道教室 13:30～
2	水	子育てキャラバン 10:00～	18	金	経営相談 10:00～
3	木		19	土	茶道教室 9:30～
4	金		20	日	
5	土		21	月	習字教室 19:30～
6	日		22	火	経営相談 10:00～
7	月	習字教室 19:30～	23	水	
8	火	経営相談 10:00～	24	木	手芸教室 13:30～茶道教室 13:30～
9	水		25	金	経営相談 10:00～
10	木	手芸教室 13:30～	26	土	
11	金	経営相談 10:00～	27	日	
12	土	茶道教室 14:30～	28	月	歌謡同好会 13:30～
13	日		29	火	経営相談 10:00～
14	月	歌謡同好会 13:30～	30	水	
15	火	経営相談 10:00～着付教室 19:30～	31	土	
16	水				



三木市人権・同和教育協議会総会

日時 5月 19日(土) 12時15分受付

場所 市民活動センター

※総会 12:45～

※講演 13:40～14:40

・講師 春川政信さん

・演題 「三同教 50周年を迎えて」
～これまでとこれから～

※専門部会 14:50～



三木市人権・同和教育協議会の50周年 記念ロゴマークを募集します

記念のロゴマークを募集し、イベントやグッズで使用します。デザインは、

- ①共に生きる喜びや人の温もりなどが伝わるもの
- ②三同教がめざす方向（「市民に聞く」「市民と共に」）を示すもの

締切：5月 15日(火) 賞：最優秀賞 1点(副賞 1万円)、優秀賞 2点(副賞 5千円)

※各公民館に応募用紙があります。

※問い合わせは総合隣保館(82-8388)まで。

人権作文集 第47集 の紹介

「差別をなくする輪をひろげよう」
市民運動の作文・標語・ポスターの入賞作品を掲載しています。図書館、公民館に置いています。

どうぞ、ご覧ください。



【人権に関する記念日等】(5月)

1日 メーデー…労働者が統一して権利要求と国際連帯の活動を行う日。

3日 憲法記念日…1947(昭和22)年5月3日に日本本国憲法が施行されたことを記念して制定。

5日 こどもの日…「端午の節句」と呼ばれ、子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する日。

手話記念日…手話が左右の5本指を使うことから、2003(平成15)年に日本デフ協会が制定。

13日 母の日…母への感謝を表す日。日本は5月第2日曜日。

15日 国際家族デー…家族関連の問題に取り組む能力を高めるために1993年の国連総会で制定。

17日 多様な性にY E S の日…1990年5月17日に同性愛が世界保健機関(WHO)の精神疾患リストから削除されたことに由来する。

19日 三木市人権・同和教育協議会総会…前年度の活動をふり返り、今年度の活動方針等を決定するための会。

21日 対話と発展のための世界文化多様性デー…文化の多様性の保護、文明間の対話の拡大を呼びかけるため、2002年の国連総会で制定。

25日 東播磨地区人権教育研究協議会総会…前年度の活動報告等と今年度の活動方針等を協議。併せて人権講演会を開催し、教育・啓発の推進を図る。

1~7日 憲法週間…1950(昭和25)年の日本国憲法施行3周年式典にあわせ、憲法の意義について再確認することを喚起する目的で制定。

5~11日 児童福祉週間…厚生省(当時)が児童福祉法の周知を目的として1948(昭和23)年に制定。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL:82-8388)まで。



隣保館だより

6月号

No.443

つなごう手と手 築こう心の架け橋を

[発行・編集]

平成30年6月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



みんなが笑顔で暮らせる社会をめざして

人権って何だろう？

何かしら重たく考えてしまいそうですね。「人権」とは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。

みんなが笑顔で暮らすには、となりの人々の存在を意識するとともに、意思(気持ち)を大切に考えることでしょう。

さて、人権課題と聞いて何を思いかべられますか？主な17項目を紹介します。

- ①女性…女性と男性が相互の立場を尊重する
- ②子ども…一人の人間として最大限に尊重する
- ③高齢者…生き生きと暮らせる社会を実現する
- ④障がいのある人…共生する社会を実現する
- ⑤同和問題…部落差別のない社会を実現する
- ⑥アイヌの人々…先住民族であるアイヌの人々の歴史文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深める
- ⑦外国人…不当な差別的言動の無い社会を実現する
- ⑧HIV感染者・ハンセン病患者等…感染症に対する正しい知識と理解を深める
- ⑨刑を終えて出所した人…本人の強い意欲と周囲の人々の理解と協力により、円滑な社会復帰を実現する
- ⑩犯罪被害…被害者と家族の名誉や暮らしを守る
- ⑪インターネットによる人権侵害…匿名性などを悪用した情報発信での人権侵害を防ぐ
- ⑫北朝鮮当局によって拉致された被害者等…「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、拉致問題等への認識を深める
- ⑬ホームレス…自立を図るために様々な取組を進める
- ⑭性的指向…少数派の人々への理解を深める
- ⑮性同一性障害者…「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の理解と偏見の解消を進める
- ⑯人身取引…性的搾取等、人権を侵害する深刻な問題についての理解を深める
- ⑰東日本大震災に起因する人権問題…正しい知識を持ち、被災した人々への偏見を解消し差別を防ぐ

不当な差別的言動である「ヘイトスピーチ」が横行した川崎市では、地域住民とともに抗議活動を行ない、「オール川崎」

- ⑦公的施設の利用に関するガイドラインの策定（不当な差別的言動が予想される時は不許可に）
- ⑧インターネット上の対策（削除要請）
- ⑨制定すべき条例の検討（人権全般を見据えて）

で次のような施策を進めています。

県下でも、インターネット上の差別表現差別助長の書き込み等の人権侵害に関する監視および削除要請が進んでいます。

平成30年度 同和教育セミナーのご案内

いずれも午後7:30～9:30

第1回 6月15日（金）

演題 「インターネット上の差別と人権」

講師 NTT情報技術推進ネットワーク株
サイバーパトロール監視員

筒崎 真美 さん

★三木市立教育センターにて

第2回 6月22日（金）

演題 「多文化共生社会をめざして～在日外国人から見た日本～」

講師 兵庫県人権教育研究協議会事務局

後藤 みなみ さん

★吉川町公民館にて

第3回 6月29日（金）

演題 「日本国憲法と部落差別」

講師 元大阪市立大学教授

上杉 聰 さん

★三木市立教育センターにて

人権の小窓

2016年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されてから2年がたちます。

これまで無策で野放しにされてきたヘイトスピーチに対して、国が許されないと法律で示したことは大変意義があることです。この法の制定後に各地方公共団体では、条例やガイドラインの策定が進んでいます。

「地域から ヘイトスピーチと闘う」 ～ヘイトスピーチ根絶への闘い オール川崎でともに～

ここでは、立法のための根拠の一つとなつた川崎の被害、取組、そしてこれからの課題についてお伝えします。

神奈川県川崎市は、川を挟んで隣が東京都です。私が暮らす川崎区の桜本地域は、京浜工業地帯の臨海部に面した場所にあり、外国人の人口が川崎市の中でいちばん多い地域です。桜本地域では、小学校の運動会で朝鮮半島の民族楽器の演奏を全学年の子どもと先生方が一緒に奏で、踊って楽しめます。朝鮮にルーツがある子どもだけでなく、日本人や他の外国につながる子どもたちも多文化を大切にしています。このように互いの違いを豊かさとして尊重しあい共に生きるために丁寧な実践がなされ、多文化共生の教育実践や地域包括ケアの最前線として、共に生きる地域実践が丁寧に積み重なってきた街なのです。

【自分もけっこうやるやん！】…休み時間、いつも一人でいる子がいた。ある日、私は勇気を出して、声をかけてみた。すると、意外にも話があり、いつの間にか、一緒に笑いあうのが当たり前になっていた。その子は、いまではもう、私の大切な親友。

(193)

平成30年6月

川崎市ふれあい館
副館長

ちえかんいぢゅ
崔江以子



社会教育事業を担当し、市民向けの講座の企画実施、小中高大学の授業、講演、研修会講師など共に生きるための啓発活動を行っている。2016年3月参議院法務委員会にてヘイトスピーチの被害について参考人陳述。(写真上)

その安寧な日常が脅かされたのは、桜本がヘイトデモに襲われてからです。「朝鮮人は死ね」「朝鮮人をぶち殺せ」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮人をたたきだせ」と叫ぶデモが私たちの街を2015年11月、2016年1月と二度も襲ってきました。地域の人たちが「絶対に差別を許さない」という強い思いで街頭に立ち、市外からも市民の方々が「桜本を守れ」「在日コリアンの集住地域にあんなデモが来ることを許してはいけない」と抗議活動を行ってくれました。



でも、あのヘイトデモは、地域社会に大きな傷を残しました。特に在日一世の※ハルモニ方や子どもたちが負った人権被害は深刻でした。「日本社会に貢献はしてきたけれども、迷惑をかけてきたつもりはない。なぜ戦争が終わって70年、子や孫の代になってまで、死ね、帰れと言われなければいけないの。どうして差別するの」と胸を詰まらせ涙を流すハルモニ方、「心がばらばらにされた」と話す子どもにもう二度とあんな被害にあわせないと、「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク」を立ち上げ、行政機関に実効性のある具体的な対策を求め、活動

を始めました。（＊ハルモニ＝おばあさん）

ヘイトデモに対して、川崎市に公園や道路使用の不許可を求めて、川崎市の答えは「根拠となる法律がないから対策を講ずることができません」というものでした。

私たちはあきらめずに、国に対して救済を求める法務省の制度である「人権侵犯被害申告」を行いました。そして、申告したことについて記者会見をし、アピールしました。ヘイトスピーチは社会悪であり許されないと、世論を起こして世論の力でヘイトデモの根絶へ前進したかったからです。

インターネット上では、報道に触れていわゆる差別書き込みの炎上が起こり、私の職場には「朝鮮へ帰れ」と嫌がらせの手紙や電話が届くようになり、それは今でも続いています。他方、人権侵犯被害申告をして被害を訴え、救済を求めたことが国会に届き、2016年3月、私は、国会で人種差別撤廃法案について参考人陳述をしました。その後、国會議員による現地視察とヒヤリングがあり、桜本の被害がヘイトスピーチ解消法制定につながりました。

法律の制定後、川崎市議会は、全会一致で「予告されたヘイトデモの主催者に対して公園の使用を不許可とするように」と市長に申し入れました。市長は「市民を人権被害から守るために」という判断でヘイトデモに対して公園の使用を不許可としました。また、私たちが申請した桜本でのヘイトデモの禁止の仮処分申請に対して、裁判所は、ヘイトデモ事前差し止めの司法判断をしました。議会・行政・司法がこの法律を根拠に正しい判断をしてくれました。



川崎市は、市の人権施策協議会にヘイト対策について諮詢をし、3つの提言を受けて施策を進めています。一つ目は、公的施設の利用に関するガイドラインの作成。二つ目は、インターネット対策。三つ目は、条例の検討です。

川崎市からのお知らせ ヘイトスピーチ、 許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねず許されるものではありません

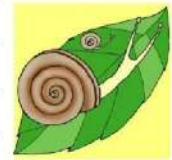
インターネットの差別書き込みの多くは、その匿名性や拡散力による人権被害が深刻です。当事者が自分でその膨大な書き込みの削除要請をするのは二次被害も生じ大変困難です。行政機関がネットパトロールを実施し、プロバイダーや法務局に削除要請することが必要です。これは先行自治体があるので、どこの自治体でもすぐにできる施策だと考えます。また、ヘイトスピーチ解消法は、理念法で差別が許されないと明記していますが「禁止」とはしていません。許されないのであれば禁止し終了させが必要です。地域の実情に鑑み、自治体が差別を禁止とし、罰則をもつ条例を制定し、差別を許さず根絶させることが市民社会から求められています。

川崎市では、市民を人権被害から守るために、市民、議会、行政が共にオール川崎での歩みを進めてきました。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムによる人権被害は、もう二度と起らないように禁止し終了させることで回復するしかありません。

私たちのオール川崎のめざすゴールは差別のない社会の実現です。その道のりは希望に輝いています。条例の早期制定を応援し、ここ川崎から共生の希望を全国に発信します。ともに。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営相談 10:00~	16	土	
2	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~	17	日	
3	日		18	月	習字教室 19:30~
4	月	習字教室 19:30~	19	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~
5	火	経営相談 10:00~	20	水	
6	水	子育てキャラバン 10:00~	21	木	
7	木		22	金	経営相談 10:00~
8	金	経営相談 10:00~	23	土	茶道教室 9:30~
9	土	茶道教室 9:30~	24	日	
10	日		25	月	
11	月		26	火	経営相談 10:00~
12	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~	27	水	
13	水		28	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:30~
14	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:00~	29	金	経営相談 10:00~
15	金	経営相談 10:00~	30	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~



「のじぎく文芸賞」の募集

詩・随想（手記・作文を含む）、小説・創作童話の**人権問題文芸作品**を募集

人権の大切さや思いやり、支え合うことの素晴らしさなど、人権文化の創造や人権課題の解決に向けて明るい展望を持って描かれていく作品を募集しています。応募は、県内在住、在勤、在学の方で、インターネット上を含む未発表・未投稿の自作の作品に限ります。



締切 9月 10日(月)

応募は郵送で、当日消印有効
詳しくは(公財)兵庫県人権啓発協会へ
電話 (078-242-5355)

しあわせに生きる No.36

人権・同和問題啓発資料「しあわせに生きるNo.36」を発刊しました。平成29年度の「第34回総合隣保館文化祭記念講演」や、「人権フォーラム -私のひとこと-から」の一部を掲載しています。自己啓発や学習会の教材に活用いただければ幸いです。ご希望の方は、総合隣保館までお問い合わせください。(部数には限りがあります。)



【人権に関する記念日等】(6月)

- 1日 人権擁護委員の日…人権擁護委員法が1949(昭和24)年6月1日に施行されたことを記念して制定。
- 5日 世界環境デー…1972年にスウェーデンで開催された「国連人間環境会議」を記念して制定。
- 17日 父の日…6月の第3日曜日。1909年、アメリカの女性が、男手一つで自分を育ってくれた父を讃えて、父の誕生日である6月に礼拝をしてもらったことがきっかけと言われている。
- 20日 世界難民の日…アフリカ統一機構の「アフリカ難民条約」発効の日にちなみ、2000年の国連総会で制定。
- 22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日…ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日を記念して制定。

23~29日 男女共同参画週間…1999(平成11)年、男女共同参画社会基本法が成立した日を起点とした1週間。

- ☆ 外国人労働者問題啓発月間…「外国人雇用はルールを守って適正に!」という趣旨を事業主等に啓発するための月間。
- ☆ 男女雇用機会均等月間…職場における男女の均等な取扱いや女性が活躍する社会の実現をめざして設定。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL82-8388)まで。



隣保館だより

7月号 No.444

[発行・編集]

平成30年7月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定

一人一人の人権が尊重されるまち三木市をめざして

今年3月に策定された「三木市人権尊重のまちづくり基本計画(以下、基本計画)」は、平成30年4月から7年間の三木市の取組の計画をもとに、7年後の姿を見据えた具体的な施策を実現するためのものです。

基本計画の主な4つの視点

- ①行政の一体的な人権施策の推進
- ②若年層への人権教育の強化
- ③2016年度「三木市人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」(以下、意識実態調査)の結果の検証と今後の方向性の決定
- ④実施主体である市職員・教職員への研修の強化と人権意識の向上

とりわけ、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴う、市の相談体制の充実、インターネットによる人権侵害に対する研修や計画の実施主体である市職員・教職員と、若年層の方への研修をすすめることが重要です。

また、この基本計画の推進に当たっては、つぎの項目を3本柱として、今後の人権施策のあり方を示しました。

- ①「人権教育・啓発の推進」
- ②「人権行政・施策の推進」
- ③「人権尊重のまちづくりの展開」

●担当部局の連携と効果的な計画の実施

様々な人権問題にかかわる重要な課題等、それぞれの担当部局が十分な連携をとりながら、計画的、効果的に、継続して実施します。

●市民の実態とニーズの把握

意識実態調査の結果をもとに実態とニーズを把握し、政策課題を明確にするとともに、現状と課題を踏まえた取組を推進します。

●人権尊重を基盤とした業務の遂行

人権尊重の視点から業務遂行のあり方を検証し、積極的に工夫や改善を加えていく行政システムの確立を図ります。

●ネット社会に対応した施策の推進

インターネットを悪用したいじめや人権侵害について、関係機関と連携して対応します。さらに、情報モラルの定着とメディア・リテラシーの向上に努めます。

●市民が主役の人権学習

学習者を主体とした学習形態などの研究、開発に向けた取組を検討します。

これらの施策の取組状況については、毎年度、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会に報告し、その成果や課題を検証します。

人権の小窓

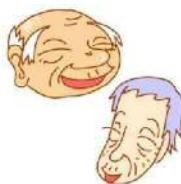
吉川町の「さざんかの郷」は開所して21年になります。「さざんかの宿ですか…」と間違われることもありますが、吉川温泉「よかたん」のそばにある「さざんかの郷」です。

高齢者の人権

～高齢者の方一人一人の内面を～

施設では、地域情報誌として機関紙「ほのぼの生活」を年4回細川町・口吉川町・吉川町全戸の家庭にお配りしています。「高齢者的人権」を考えた時、やはりまず個人から、そして社会へと継続された何らかのアプローチが必要だと思います。施設・福祉情報のほかに、「人として大切にしなければならない気持ち」や「今までいいんでしょうか？」などをまとめた記事を通して、少しでも人間関係などが改善され、地域におけるより良い生活の実現へ繋がっていくことを願っています。

私は、これまで様々な方に接してきて、介護の現場において、いつも考えることがありました。



どうしたら・・・いいかな

それは、この方が、どうしたら笑ってくださるのかな？この食事を少しでも喜んで食べてもらうには、どうしたらいいのかな？どうしたら少しでも多く食べてもらえるのかな？入浴の時にここを洗ってあげたら喜ばれるかな？とか、どうしたら心を開いてもらえるのかな？と。

どうしたら？ どうしたら？ どうしたら

(194)

平成30年7月

高齢者総合福祉施設 さざんかの郷

副施設長

藤田 宗良

幸せになっていただけのかなと、今もそうですけど、問い合わせてきました。

また、なぜそういう発言があるのか

なぜそういう行動があるのか

なぜそういうふうにされるのか

ということを私自身に問い合わせ、その答えを求めながら約30年、まだまだ学びつくせません、というところです。

「…おならを落としましてん…」

昔、ある天気の良い日、認知症の鶴さんと亀さんが廊下に出ておられました。亀さんが何かを探されています。お声を掛けると「いやいやいや…」と言われましたが、用事を済ませて戻ってくると、まだ探されています。よほど大事なものを落とされたのだと思い「そんなら私も一緒に探しますから」と言つて「何ですか、何ですか」と訊ねました。すると亀さんが、恥ずかしそうに「…おならを落としましてん…」と言われました。

皆さんなら、こんな時どういうふうに対応されるでしょうか？

亀さんは、大正元年生まれ。大工さんの妻として、女性として質素にまじめに感謝しながら暮らしてこられた方です。亀さんにとって、人前でおならをするということは絶対に許されることではなかったのです。そのお気持ちを一瞬に考えた私は、「それはえらいこっちゃ。早く探さないと大変なことになりますがな」と少し探す真似をして、「ここに大きなのが落ちていますわ」と、足で踏みつけな

がら「ぶぶー」と言いました。ここにも、「ぶぶーつ」。ここにも、「ぶぶつ」と言いながら7つ8つ踏みつけて、「まあ、これでみんな無くなりましたよ」と言うと、鶴さんが「あんさん、良かったなあ。お兄さんに助けてもらって」と二人は喜んで安心されていました。

私の対応が正しかったかどうかわかりませんが、悩んでいる方とか、ものすごく元気のない方とかに対して、どうしてなのかな?なぜなのかな?と問い合わせながら、激務であった介護の現場において、日々お世話をさせていただきました。私が思う、その行き着くところは、お年寄りが、笑いであったり、安心であったり、感動であったり、まあホッとされるようなことだと思っています。今は部分的ですが、そういうやり取りをめざして、日々取り組んでいるところです。鶴さんと亀さんへの対応もわずか3分ぐらいのことでしたが、今は遠い思い出となり、まあ良かったのかなあと思い返しています。

「笑い」はとても大切なこと

私は人と接する仕事において「笑い」はとても大切なことだと思っています。人間関係において潤滑油でもある「笑いの哲学」のようなものがあるのです。今はその「笑いの効用」に関する情報がたくさんあります。ですから私は、できるだけ笑っていただいて、ホッとしていただいてから本題に入って、「実はこうではないですか」とかお話しするようにしています。

介護の世界に入って間もない頃、浴室でこんなやりとりがありました。

明治28年生まれで100歳のとめさんという方がおられ、私はこの方が、伊藤博文と同じ時代を生きてきた方だと思うとすご

く感動してお世話させてもらっていたのを覚えています。脱衣室で介助をさせてもらっている時に、ふと目が合ったとたん「あんた、私をねらってるやろ」と、その100歳のとめさんに言わされました。その時、困りながら「いやあ、あまりにきれいなんで見とれてしまって。目つぶりますわね」と言うと、「兄ちゃんやったら、ちょっとだけならええで」と言われ笑ってしまいました。この方は、波乱万丈の人生を芸妓さんとして生きてこられた方で、100歳になっても毎朝4時起きて1時間かけてお化粧をされていました。本当にこの方から多くを学びました。



一人一人の人生の足跡を理解して…

「高齢者的人権」を考える時、高齢者をひとくくりに考えるのではなくて、高齢者の方一人一人の内面を見ないといけないと思います。戦前の時代から80年なり90年、100年を生き抜いてこられた、お一人お一人の人生があって、今につながっているのです。今は、とんでもないおじいさんやおばあさんだと感じるかも知れないけれど、その80年90年の足跡を見なければ、理解しなければ、共感をしなければ、どういうお世話をさせていただくのがいいのか見えてきません。

このようなことは当然高齢者だけでなく、子どもにも言えることではないでしょうか?



今は、価値観が多様化している社会だからこそ、目の前の人に対して、どれだけ深く共感し、受容し、理解し、そして傾聴し受け止めるかが、本当に大切なことだと思います。

目に見えないものにこそ、本当の宝物があるように思えてなりません。

隣保館力レンダーライフ

7月



日曜	催し・講座など	日曜	催し・講座など
1日		16日	海の日
2月	習字教室 19:30~	17火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
3火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	18水	
4水	子育てキャラバン 10:00~	19木	
5木		20金	経営相談 10:00~
6金	経営相談 10:00~	21土	
7土		22日	
8日		23月	習字教室 19:30~
9月		24火	経営相談 10:00~
10火	経営相談 10:00~	25水	
11水		26木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:30~
12木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:30~	27金	経営相談 10:00~
13金	経営相談 10:00~	28土	茶道教室 9:30~
14土	茶道教室 9:30~ 隣保館視察研修日	29日	
15日		30月	夏休み子ども教室(前半)
		31火	経営相談 10:00~



【人権に関する記念日等】(7月)

- 18日 ネルソン・マンデラ国際デー…反アパルトヘイト運動を主導したネルソン・マンデラが闘った「67年」を記念し、誰かの幸せのために「67分」の時間を費やすことを提案している。
28日 兵庫県人権教育研究大会東播磨大会…取組を発表、討議する大会。多可町で開催。

平成30年度三木市立総合隣保館

視察研修

のご案内

開催日 7月14日(土)

申し込みは 82-8388

締切 7月6日(金)

申込者多数の時は抽選

行先 舞鶴方面

8:30 出発：三木市立教育センター前

10:45 赤れんが博物館

11:45 昼食

13:00 引揚記念館

16:30 帰着：三木市立教育センター前

参加費 1,800円

(昼食代・保険代等)

課題図書が入りました。※隣保館で貸出しできます。

低小 学年 校	<ul style="list-style-type: none"> □ ルラルさんのだいくしごと (ポプラ社) □ きみ、なにがすき? (あかね書房) □ なずすこのっぺ? (フレーベル館) □ がっこうだってどきどきしてる (WAVE出版)
中 小 学 年 校	<ul style="list-style-type: none"> □ レイナが島にやってきた! (理論社) □ 森のおくから むかし、カナダであったほんとうのはなし (ゴブリン書房) □ 最後のオオカミ (文研出版) □ すごいね! みんなの通学路 (西村書店)
高 小 学 年 校	<ul style="list-style-type: none"> □ 奮闘するたすく (講談社) □ こんぴら狗 (くもん出版) □ ぼくとベルさん 友だちは発明王 (PHP研究所) □ クニマスは生きていた! (汐文社)
中 学 校	<ul style="list-style-type: none"> □ 一〇五度 (あすなろ書房) □ 太陽と月の大地 (福音館書店) □ 千年の田んぼ 国境の島に、古代の謎を追いかけて (旬報社)
高 等 学 校	<ul style="list-style-type: none"> □ わたしがいどんだ戦い 1939年 (評論社) □ 車いす犬ラッキー 捨てられた命と生きる (毎日新聞出版) □ いのちは贈りもの ホロコーストを生きのびて (岩崎書店)



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(Tel82-8388)まで。



隣保館だより

8月号

No.445



[発行・編集]

平成30年8月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

「人権尊重のまちづくり推進強調月間」

市民じんけんの集い および

「三同教50周年記念シンポジウム inみき」開催

「市民じんけんの集い」は、「三木市人権尊重のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決と、市民の人権意識の高揚を図り、明るく住みよいまちづくりをめざすとともに、今年、発足50周年を迎える三木市人権・同和教育協議会のこれまでの歩みを振り返り、これからの方に向けたまちづくりを考える契機として開催します。

三同教50周年記念イベントの紹介

①市民人権劇 「わたしに失敗させてよ」

第1回 12月 9日(日) 総合隣保館
第2回 12月 15日(土) 吉川町公民館
第3回 1月 20日(日) 市民活動センター

②各公民館の記念行事

8月17日(金)午前10時～自由が丘公民館
映画会「この世界の片隅に」
9月8日(土)午後2時～細川町公民館
映画会「さとにきたらええやん」
10月28日(日)午前10時30分～三木南交流センター
映画会「忍たま乱太郎」「むしむし村の仲間たち」
11月11日(日)午後1時30分～志染町公民館
講演：これからの人権教育～身近な生活の中で～
11月17日(土)午後1時30分～三木市文化会館
三同教研究大会、アニメ映画上映予定
11月24日(土)午前10時～中央公民館
映画会「カレーライスを一から作る」
12月1日(土)午後1時～口吉川町公民館
コンサート「アコースティックデュオちめいど」
2月3日(日)午後1時30分～別所町公民館
映画会「人生フルーツ」
3月20日(水)午後1時30分～緑が丘町公民館
落語と講演「笑いで世界をひとつに」
※青山公民館は終了しました

みな様、ぜひ、ご参加ください。

とき：8月19日(日)



ところ：三木市文化会館

受付：12時15分から

<第1部> 市民じんけんの集い

- 12:45 オープニングセレモニー
13:00 開会行事
13:20 「差別をなくす輪をひろげよう」
市民運動作品優秀賞受賞者表彰
13:30 人権教育・啓発に貢献された団体
の表彰、ロゴマーク入賞者表彰

<第2部> 三同教50周年記念 シンポジウム in みき

テーマ：“ちゃんとあるで、あなたの居場所”

13:50 講演

① 「すべての人が尊敬される地域をめざして
～民設置民営の隣保館を拠点に～」
住吉隣保事業推進協会 友永 健吾さん

② 「障害者への合理的配慮と地域共生社会」
毎日新聞論説委員 野澤 和弘さん

③ 「あったか地域の大家族
～富山型デイサービスの25年～」
NPO法人このゆびと一まれ 理事長

惣万 佳代子さん

15:50 パネルディスカッション

16:30 閉会

人権の小窓

今月は、第37回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品を紹介します。

紹介 自分のルーツは満州（現中国東北部）にあるという作者は、旧満州で生まれた祖父から、直接、戦争体験について聞いたことはありませんでした。しかし、祖父の姉の著書を読み、旧満州からの引き揚げの過酷な体験を知ることになります。戦後70年が過ぎ、「引き揚げ」という言葉が死語になろうとしている中、この歴史を語り継ぎ、平和な世界の実現のために、私たちが出来ることをしっかりとと考えていきたいと訴えています。

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催
全国人権擁護委員連合会会長 賞

「私のルーツ」

私のルーツは満州にある。

私の祖父の名前は「満」という。昭和11年に旧満州の奉天で生まれたのがその由来だそうだ。3年前に77歳で他界し、直接本人に戦争体験について聞いたことはないが、お祝い事があると自ら台所に立ち、水餃子を振る舞ってくれたことはよく覚えている。



私が、祖父とその家族が体験したことについて知りたいと思うようになったのは、祖父の弟が最近新聞やテレビの取材に応え、その当時の体験を耳にするようになったことがきっかけだ。戦後、旧満州や朝鮮半島などから引き揚げてきた人たち3,300人余りの膨大な資料が、祖父

(195)

平成30年8月

佐賀県 唐津市立浜玉中学校 3年

よしはら なお
吉原 直

と弟が働いていた商店の2階にあった佐賀県厚生会伊万里分会の事務所跡で確認されたのだ。海外での生活の実態や引き揚げてきた時の状況、その後の日本での生活ぶりなどを記した貴重な資料として研究が進められていることが紹介された。取材で祖父の弟は「書類の存在を知っているのは、自分だけになってしまった。この、引き揚げ者一人一人の物語が社会的に忘れ去られることなく、研究という形で光が当たることは嬉しい。先人たちの思いを後世に語り継いでほしい。」と語っていた。



番組を見終わった私に、父は1冊の本を手渡した。100ページほどの薄い本の表紙には、「海草の旗—わたしの引揚げ記録—」とあり、著者が祖父の姉であることを知った。この本によると、祖父の家族は昭和8年に旧満州に渡ったそうだ。曾祖父は満州鉄道勤務で、お手伝いが9人もいる邸宅で裕福な暮らしをしていて、水餃子の作り方は、お手伝いの中国人から教えてもらったようだ。

しかし、敗戦をきっかけにソ連軍が進駐し、戦時中に曾祖父が親しくしていた中国人から「ここにいては娘さんたちがソ連軍に連れ去られてしまう。」という情報を聞き、祖父の姉2人は、当時13歳と10歳という若さにもかかわらず、親元か

【自分もけっこうやるやん！】…バスに乗っているとき、バス停でバスが止まった。すると、おばあさんがバスに乗りようと段差をこえようとしていた。でも、大変そうだったのでおばあさんの荷物をもった。おばあさんは笑顔で「ありがとう」と言ってくださいました。



ら離され、2人だけで日本を目指すことになったそうだ。その途中、敗戦国の日本人の命が無造作に扱われる中で、住み込みのお手伝いとして半年間面倒を見てくれた北朝鮮の家族がいたおかげで、帰国が果たせたと書いてあった。国同士が争っていても、そこに住む人々のことを偏見や差別の目で見てはいけないという教訓ではないか。2人は朝鮮半島の半分を、空腹に耐えながら徒步でソウルまで50日以上歩き、奉天脱出から1年2ヶ月後に故郷伊万里に戻った。別ルートで先に帰国した両親に再会した時に、仏壇に2人の位牌が飾ってあったことからも、当時少女2人で帰国することがいかに過酷だったかが想像できる。



命からがら引き揚げてきて、家族と再会したのもつかの間、今度は貧困と偏見が待っていた。曾祖父は、平戸で仕入れたいりこやかまぼこを閻市で売り、一家の命をつないだ。国が用意した引き揚げ者専用の8畳一間の木造アパートに、運良く家族8人で住めたそうだが、入居できたのは希望者のわずか2%だけだった。そして、引き揚げ者に対する偏見は、祖父の弟も苦しめた。小学校で地区長になった時、大人から「また引き揚げ者が代表になった。」と言われ、悔しい思いをしたのだ。

祖父の姉は本のあとがきの中で「戦争は絶対に反対。二度と自分と同じ道を子どもたちに歩ませてはならない。」と記している。日本人として記録に残しておき

たいという強い願いに違いない。また、祖父の弟の「引き揚げ者の歴史を後世に伝えたい」という思いも、何よりも切実に平和を願う表れではないか。

私はこれまで、長崎で原爆について、ロサンゼルスで日系アメリカ人の歴史について、知覧で特攻隊について現地の資料館で学んできた。戦争について勉強したつもりでいたが、身近な親戚のことを全く知らない自分が恥ずかしくなった。この歴史を語り継ぎ、二度と戦争を繰り返さない。北朝鮮のミサイル問題など、不安や緊張で揺らいでいる世界情勢だからこそ、平和な世界の実現のために、私たちができる事をしっかりと考えていきたい。

戦後70年が過ぎ、「引き揚げ」という言葉が死語となろうとしている。この言葉を語り継ぐため、私は近い将来、引き揚げ者140万人が上陸した佐世保の浦頭引揚記念館を訪れたい。人々がどんな思いで帰国を果たし、歩んでいったかを知りたい。引き揚げ者を不眠不休で保護した佐世保引揚擁護局は、現在ハウステンボスに生まれ変わり、戦争の遺構はどんどん風化していくからだ。

そして、私が結婚して家族をもったら、祖父がそうしていたように、水餃子を家族に振る舞いたい。「何でうちは焼き餃子じゃなくて水餃子なの?」と子どもに聞かれたら、私のルーツについて話してみようと思う。それが平和のバトンを引き継ぐ私の使命だと思うからだ。





日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	子育てキャラバン 10:00~	16	木	
2	木	夏休み子ども教室(前半)	17	金	経営相談 10:00~
3	金	経営相談 10:00~	18	土	茶道教室 13:30~
4	土	8月の着付教室は休みです	19	日	市民じんけんの集い
5	日		20	月	習字教室 19:30~歌謡同好会 13:30~
6	月	習字教室 19:30~歌謡同好会 13:30~	21	火	経営相談 10:00~
7	火	経営相談 10:00~	22	水	夏休み子ども教室(後半)
8	水		23	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:00~
9	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:00~	24	金	経営相談 10:00~
10	金	経営相談 10:00~	25	土	茶道教室 9:30~
11	土	山の日	26	日	
12	日		27	月	
13	月		28	火	経営相談 10:00~
14	火	経営相談 10:00~	29	水	
15	水		30	木	手芸教室 13:30~
			31	金	経営相談 10:00~

【人権に関する記念日等】(8月)

- 4日 街頭人権啓発**…「人権尊重のまちづくり推進強調月間」にちなみ、市内各地で街頭啓発を行う。
- 6日 広島平和記念日**…1945(昭和20)年8月6日、アメリカが投下した原爆により15～20万人が死亡。被害者を慰靈し、二度と戦争をしないという誓いを確かめる日。
- 9日 長崎平和記念日**…1945(昭和20)年8月9日、アメリカが投下した原爆により7万4千人が死亡。被害者を慰靈し、二度と戦争をしないという誓いを確かめる日。
- 世界の先住民の国際デー**…1982年8月9日に先住民に関する作業部会が開催された日を記念して、先住民族が直面する問題への国際的な対応を強化するため、1994年の国連総会で制定。
- 12日 国際青少年デー**…1991年、オーストリアで開催された第1回「国連システムにおける世界青少年フォーラム」に出席した青少年の意見に端を発し、2000年より実施。
- 15日 終戦記念日**…日本政府は、1945(昭和20)年8月15日に戦争が終わったことを受け、この日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とし全国戦没者追悼式を実施。

【全国一斉 子どもの人権110番 強化月間】

「子どもの人権110番」

「いじめ」、体罰、児童虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題について、電話相談をお受けしています。

①日時

平成30年8月29日(水)～9月4日(火)

午前8時30分から午後7時まで

ただし、土曜日・日曜日は

午前10時から午後5時まで

②電話番号 フリーダイヤル(全国共通・無料)

0120-007-110

③担当者 人権擁護委員、法務局職員

④内容 学校における「いじめ」、体罰、児童虐待などをめぐる様々な人権問題

⑤問い合わせ先

神戸地方法務局明石支局総務課

078-912-5511 (代表)

※相談は無料で、秘密は厳守します。



隣保館だより

9月号

No.446 築こう心の架け橋を

[発行・編集]

平成30年9月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



市民じんけんの集い シンポジウム in みき を開催

8月19日(日) 当日の様子 をお伝えします

同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決と、市民の人権意識の高揚を図り、明るく住みよいまちづくりをめざすため、「市民じんけんの集い」、三木市人権・同和教育協議会発足50周年記念の“ちゃんとあるで、あなたの居場所”シンポジウム in みきを開催しました。

暑い中、大ホールに788名、小ホールのバリアフリー映画会「コウノトリ大作戦！」には243名の参加がありました。

ありがとうございました。

記念講演は、次のようなお話をしました。

① 住吉隣保事業推進協会常務理事の友永健吾さんは、「すべての人が尊敬される地域をめざして」と題して、民設置民営の隣保館を拠点に、地域の方々と共に進める街づくりの大切さを話されました。特に、「地域・人・世代・歴史・健康」の5つのつながりのもと、一人ひとりに豊かな出会いと気づきが生まれるよう実践されています。

② 毎日新聞論説委員の野澤和弘さんは、「障害者への合理的配慮と地域共生社会」と題し、障がいのある子の父として、「合理的配慮」は、その人の特性に合わせて必要な配慮をすること、実際には、十分な解決ではなくても折り合いをつけるための建設的な対話をすることの必要性を強調されました。



③ NPO法人このゆびと一まれ理事長の惣方佳代子さんは、「あつたか地域の大家族」と題し、高齢の方、認知症の方、障がいのある方、赤ちゃんまで集まる富山型デイサービスの日常について「みんなが一つ屋根の下で過ごすことは日本の文化であり、あたり前のことで、普通の生活をしているだけである」と話されました。

パネルディスカッションでは、「居場所」をキーワードにお話されました。

人生を豊かにするための活動拠点としての隣保館。身近な問題として考えられなくなってきた部落問題をどう次世代に伝えていくか、自分のことを考えることができる「あなた」の居場所としての隣保館でありたい。と、友永さん。

野澤さんは、人口減少に伴う地方都市の課題を示されました。「我が事・丸ごと」の地域共生型福祉を考え、三木の文化や産業を土台として、高齢者も目的をもった「居場所」となりうるサロンだと、働く仕組みづくりを考えていくきたいものです。



惣方さんは、「障がい者」などの「くくり」が必要でしょうか。「くくり」のない社会、誰もが支え合いながら生きている、排除しない生き方と「居場所」を大切にしたいと述べられました。

人権の小窓

怒りの感情を 制御するには ～人にもモノにも自分にも あたらない社会に～

私たちが、イラッとしたり、ムカッとしたりと、一番感じやすい感情が「怒りの感情」と言われています。

怒りを感じるのは自由ですが…

怒りを感じて、人やモノにあたってしまうと、良好な人間関係が壊れてしまうこともあります。そして、人にもモノにもあたれずに「自分さえ我慢すればいい」と、自分にあたってしまうこともあります。怒りを感じるのは自由ですが、怒るべきことは上手に怒り、怒らなくてもよいことは怒らない人になると、もっと素晴らしい人間関係が築けると思いませんか？

虐待を受けていたころの私の思い

私は、小学校3年生から中学校2年生までの6年間、兄二人と共に、父と父の再婚相手から虐待を受けて育ちました。父が暴力をふるう度に、暴言を吐き続ける度に、もともと優しかった父の顔が、どんどん鬼のようになっていき、私はその間に、二度父から殺されそうになりました。でも、虐待よりも父の人相が鬼のように変化していくのを見続ける事の方が、何よりも嫌でした。どんなにひどい事をされていても、心の奥底では「きっと、優しかったお父ちゃんに戻ってくれるはず、いつかきっと・・・」という願いと期待をしている



(196)

平成30年9月

兵庫県 児童虐待等対応
専門アドバイザー

しま だ たえ こ
島田 妙子



私は、小学校1年生の終わり頃から4年生の初めまで自由が丘小学校に通っていました。現在、兵庫県児童虐待等対応専門アドバイザーとして、全国各地で児童虐待根絶を願い講演活動、また虐待をしてしまっている保護者の支援をしております。

間は、周りの大人には、何も言えませんでした。その時、もし私が死んだら、父はもう虐待をしなくて済むのだと素直に感じた私でした。

優しく接してもらったから

私が虐待を受け始めたころ、自由が丘小学校のお友だちが、とても優しくしてくれたことを、今でも忘れた事はありません。家に帰るのが嫌だった時が何度もありました。お友だちのお母さんにも、いつも優しく接してもらったことで、私は毎日を乗り越えていけた気がしています。

だから、私の父のように、元々優しかった人が、感情表現にトラブルを起こし、自分より弱い立場の人にあたってしまう人を一人でも救いたいという想いで、今の活動をしています。

感情のコントロールが効かない？

豊かになったこの時代に、虐待だけでなく、人が人にあたる、モノにあたる、自分にあたるという行為が氾濫しています。なぜ虐待が起こるのでしょうか、なぜ、感情のコントロールが効かなくなっていくのでしょうか。

皆さんは『FF行動』という言葉をご存知でしょうか？

怒りの感情を感じた時に起こる現象で、『Fight（ファイト）』は「闘争反応」で、『Flight（フライト）』は「逃走反応」で、

【自分もけっこうやるやん！】…バスに乗っているとき、バス停でバスが止まった。すると、おばあさんがバスに乘ろうと段差をこえようとしていた。でも、大変そうだったのでおばあさんの荷物をもった。おばあさんは笑顔で「ありがとう」と言ってくださいました。

合わせて『FF行動』と言います。

分かりやすくいと『闘うか』『逃げるか』、『言うか』『言わないか』です。人は、怒りの感情をもった時にアドレナリンというホルモンが大量に分泌され、どちらにするか瞬時に決めて行動してしまいます。その時、あたりやすい人が目の前にいると、ついカッとなって言わなくともよい一言を言ってしまったり、時には手をあげてしまったりすることがあります。逆に、自分よりも立場が上だと思うあたりにくい相手には、ぐっと堪えて我慢してしまいます。私たちは、怒っても怒らず我慢しても、後で後悔してしまいます。

6秒間のコントロールが重要…

怒りを感じた時に分泌されたアドレナリンは、身体中の細胞にまわりますが、消滅するまでの時間は長くても『6秒』と言われています。暴力や暴言は、この6秒間に行われる事が多いのです。ですから、この6秒間をやり過ごすことができれば、暴力や暴言は減ってきます。

ただ、イラッときて、アドレナリンが出ているうちに、叩いたり暴言を吐いたりすると、その瞬間に次のアドレナリンが分泌され、怒り出したら止まらないという状態になってしまいます。

アドレナリンが出る回数が多いと、しょっちゅうイライラしてしまいます。アドレナリンが出る回数が減つくると、自然に穏やかになってきます。

では、どのように感情を制御すればよいのでしょうか。

アドレナリンをやり過ごす方法として、オススメしているのが鼻呼吸です。息を短めに鼻から吸って、口からゆっくりできるだけ長く吐き出します。酸素を体中の細胞に送



り込むと、イライラも静まってきます。

昔の人は言いました。「一呼吸置いて」と。そして、アドレナリンがしっかり消えてから怒ることが怒らなくていいことかを決めます。

大人の言動は子どもに影響します

私たち大人が、感情のコントロールができるようになっておく事が大切ですね。人にもモノにも、そして自分にもあたらず、アドレナリンがない状態で相手に伝えることをめざしましょう。

特に、子どもたちは大人の行動や態度をよく見ています。大人が感情的に怒っていたら、子どもたちも、ついカッとなつた時に、同じように感情的に怒ってしまいます。そして、人にもモノにもあたれず、「自分さえ我慢すればいい」と自分にあたってしまうことは、とても危険です。



ただし、アドレナリンがある状態で怒っていい時もあります。それは「大切な命を守る時」です。危険なこと、誰かを傷つけている時などはアドレナリンがある状態の方が、危険を回避できることがありますので・・・。

心と体は連動しています

言いたいことを我慢し続けると、やがて体に影響が出てきます。頭が重い、胃が痛い、やる気が出なくなる等、様々な症状となって表れます。日頃から伝えたい思いは、アドレナリンがない状態で言い合える環境作りが、大切だと思っています。

「自分の心と体を守るために、怒りをなるべく制御し、人にもモノにも、そして自分にもあたらない社会にしていきましょう。

そして笑顔の花で満開の三木市に。

隣保館力レンダーナー 9月



日曜	催し・講座など	日曜	催し・講座など
1 土	書を楽しむきらきら教室 13:00~	16 日	
2 日		17 月	敬老の日
3 月	習字教室 19:30~	18 火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
4 火	経営相談 10:00~	19 水	
5 水	子育てキャラバン 10:00~	20 木	
6 木		21 金	経営相談 10:00~
7 金	経営相談 10:00~	22 土	
8 土	茶道教室 9:30~	23 日	秋分の日
9 日		24 月	振替休日
10 月	習字教室 19:30~	25 火	経営相談 10:00~
11 火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	26 水	
12 水		27 木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:00~
13 木	手芸教室 13:30~	28 金	経営相談 10:00~
14 金	経営相談 10:00~	29 土	
15 土	茶道教室 9:30~	30 日	



三木市子どものいじめ防止に関する条例

※9月4日まで、全国一斉子どもの人権110番強化月間でした。

※三木市では、見出しの条例を平成25年3月29日に制定しました。いじめは、子どもたちの成長を妨げるとともに、時には、命までをも奪ってしまう重大な問題です。かけがえのない大切な存在である子どもたちを、社会全体で守り育てていかなければなりません。では、条例の前文の一部と第1条の一部を紹介します。



(略) 三木市は、三木市人権尊重のまちづくり条例の理念を踏まえ、子どものいじめを防止するとともに、いじめを許さない社会づくりに努め、安心して子どもたちが生活し成長していくるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どものいじめの防止に係る基本理念及び市、学校、保護者、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どものいじめの防止及び解決を図るための事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、育つことができる環境をつくることを目的とする。(略)

【人権に関する記念日等】(9月)

- 1日 防災の日…1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災にちなみ、1960(昭和35)年に閣議決定。全国各地で防災訓練が行われる。
- 8日 国際識字デー…世界の5人に1人は読み書きができない、その内3分の2は女性。7500万人の子どもは学校に行っていない。個人と社会にとって識字の重要性を強調するため、ユネスコが制定。
- 10日 世界自殺予防デー…2003(平成15)年にWHOと国際自殺予防学会が共同で開催した世界自殺防止会議で、自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺防止のための行動を促進するため制定。10~16日は、自殺予防週間。
- 17日 敬老の日…9月の第3月曜日。多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを趣旨として制定。
- 21日 国際平和デー…日本の呼びかけで、60か国から贈られた硬貨を溶かし込んで「世界絶対平和万歳」と刻んだ鐘(平和の鐘)が国連本部に設置された。この日にそれを鳴らし、一時停戦・平和を呼びかける。

☆ 障害者雇用支援月間

障害者雇用の機運を盛り上げ、障がい者の職業的自立を支援するため、政府・自治体を中心に、啓発活動等を展開。

☆ 知的障害者福祉月間

知的障害への関心と正しい理解を深め、福祉の向上を目的に啓発活動等を展開。

☆ 発達障害福祉月間

発達障害への関心と正しい理解を深め、福祉の向上を目的に啓発活動等を展開。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(Tel82-8388)まで。



隣保館だより

10月号 No.447



[発行・編集]

平成 30 年 10 月 1 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

金子みすゞの世界

26歳でこの世を去った金子みすゞさんの「…みんなちがって、みんないい」の言葉で終わる「私と小鳥と鈴と」の詩は、一人ひとりの個性を大切にしたい思いにつながっています。

苦労続きの短い生涯で、500点余り書いた詩の中に、私たちの見方や考え方について気づかされるものが他にもあります。

「大漁」

朝焼け小焼けだ

大漁だ

大ばいわしの

大漁だ

はまは祭りの

ようだけど

海のなかでは

何万の

いわしのとむらい

するだろう



食物連鎖とはいえ、祭りに浮かれている人の陰に、深い悲しみに沈む魚の群れがいることに気づいているでしょうか？自分が喜びに浸っている陰で悲しんでいる人がいるかもしれません。日本の繁栄の陰で自然や生活環境が深刻な状況に陥っている相手国があるかもしれません。「わが身に置き換えて」考える必要があるでしょう。

「すずめのかあさん」

子どもが 子すずめ つかまえた
その子のかあさん わらってた
すずめのかあさん それ見てた
お屋根で 鳴かずに それ見てた



子すずめをつかまえた子どもの喜びと微笑ましく見ているかあさんの姿は、幸せそうですね。でも、何もできずに見ているしかなかった子すずめのかあさんの「胸をかきむしられる悲しみ」に気付くべきなのでしょうね。強い者と弱い者、差別する者とされる者、それを見ている者がいます。「気づかなかった」「わからなかった」「そんなつもりじゃなかった」で済まされることではありませんね。

「さびしいとき」

わたしがさびしいときに

よその人は知らないの

わたしがさびしいときに

お友だちはわらうの

わたしがさびしいときに

おかあさんがやさしいの

わたしがさびしいときに

ほとけさまはさびしいの

「さびしいとき」私のそばにどんな人が居てくれると心強いでしようか？気持ちに気づかず笑う友だちがいるかもしれません。さびしい気持ちに気づいてくれる、優しくしてくれる、寄り添ってくれる人が一人でもいてほしいですね。

また、「さびしいとき」を「差別されたとき」に置き換えて読むとどうでしょうか？



共に悲しみ、共に悩み、共に立ち上がる、そんな人になりたいものです。人のこころ、気持ちが見えて、寄り添える人になりたいのですね。

人権の小窓

介護でイライラする時 優しくなれない時は、 休むサイン

■ 4人に1人が65歳以上の高齢社会

日本は今、超高齢社会に突入しています。これまで、介護が必要になる原因の1位は、脳梗塞や脳出血などの脳血管障害が多くたのですが、昨年の調査で初めて認知症が1位となりました。

超高齢社会の今、誰もが介護の当事者になる可能性があります。働き盛りの30～40代はもちろん、65歳以上の人も65歳以上の人を介護する「老老介護」、認知症の人が認知症の人を介護する「認認介護」も増えてきました。「息子介護」と新たな言葉も生まれるほど、息子が主介護者になるケースもあります。また、ヤングケアラーと呼ばれる若年層も、家族の介護を担う時代になっているのです。

■ 介護する人をケア、サポートする制度がない

わたくし事で恐縮ですが、父が他界してから20年以上、大正生まれの祖母、度重なる病で寝たきりになった母、知的障害の弟、家族3人を介護してきました。理学療法士、リハビリの専門家として医療、介護の現場で働いていた私は介護保険制度の情報や介護技術をもっています。それでも、介護うつを経験しました。実際に、介護する人の6割が介護うつを経験しているというデータがあります。なぜこれほど多くの方が、追い詰められるのでしょうか？

その理由は、家族を介護する人をサポ



【自分もけっこうやるやん！】…図書館で小さい子ががんばって本をとろうとしていた。がんばって背伸びしてとろうとしているがとどかない。私は、勇気を振り絞って「どの本がいい」と聞き、本を取ってわたした。すると小さい子は笑顔でお礼を言ってくれた。

(197)

平成30年10月

介護者メンタルケア協会代表
理学療法士、心理カウンセラー
はしなかきょうこ
橋中今日子



自身の介護体験と理学療法士としての経験を生かし、「がんばらない介護」を伝える活動を全国の市町村で展開中。ブログでは介護疲れを解消し、心がラクになる情報を発信。

ートする制度がないからです。「家族だけで抱えてきた介護を、社会全体で支える」という介護保険制度は、介護を必要とする人のためのものだけで、介護をする側の人を支えるサービスはありません。

■ 心身ともに追い詰められる介護

例えば、認知症の人には、何度も同じことを聞かれたりします。我が家でも、認知症の祖母に「明日はデイサービスに行く日？」「次、病院行く日はいつ？」と同じことを数分毎、時には夜中や早朝に大声で何度も同じ質問をされる日がありました。何度も同じことを聞かれた時、「初めて聞いたかのように対応する」「否定せずに丁寧に、やさしく話を聞く」ことが一般的には推奨されています。しかし、認知症を熟知し、多くの方を診療してきた医師でも「5回以上同じことを聞かれると大きなストレスが生まれる」と話しています。専門の医療者でもストレスとなる困難なことを24時間、365日、対応しなければならない家族は、日々追い詰められています。

■ 誰もが我慢し、頑張りすぎてしまう

また、介護を必要とする人からの暴言や暴力など、家族を悩ませる問題は、認知症の人だけに見られる問題ではありません。脳梗塞や脳出血で体が不自由になった人は、今までできていたことができない辛さや不安から、八つ当たりという形でひどい言葉を投げつけることがあります。

ます。「一番つらいのは、本人だから」と、優しく寄り添っていても、家族から暴言を浴びせられれば誰でも傷つきます。

介護する人は、これらの心理的負担に加えて、深夜や明け方に起こされるなど、休む暇がありません。大切な家族であっても、睡眠、休息がない状況で支えることはできません。体力、気力、忍耐力だけでカバーするには限界があります。介護する人こそ支えが必要なのです。

残念な事ですが、「家族の事は家族が解決するべき」「娘(息子)だから、私が介護しなければ」「私がしなければ誰もいない」など、一人で負担を抱え込んだ結果、介護殺人、心中事件が2週間に1度も起きているのです。介護をはじめとした家庭内の負担や苦しさというものは、外からは見えません。

■ 優しくなれない自分を責めないで

私のもとにも自分を責める声が寄せられます。介護疲れは、自覚できません。「怒鳴ってしまった、優しくできなかつた」と、自分を責める必要はありません。イライラした時、優しくできない時は、自分が休む時です。

また「こんな事話せない、相談できない」と思った時も、相談する時期です。「まだ大丈夫」「迷惑をかけたくない」「大したことはしていない」そう思っているときはもう、頑張りすぎて疲れています。「もっと大変になったら相談するつもり」「もっと頑張ればなんとかなるはず」と思わず、「もう疲れた、限界です、助けてください」「眠れなくて辛い、苦しい、誰か助けてほしい」と、感情をはっきり言葉に出して周囲の人々に伝えてみましょう。

■ では、誰に相談すればいいの？

まず相談するのはケアマネージャーです。疲れている、負担が増えている、心配で不安があると言葉に出して伝えましょう。続いて、地域包括支援センターで

す。介護が必要なはずなのに介護認定を受けられそうにないとき、介護中に暴言や暴力があるとき、ケアマネージャーの方とうまく意思疎通ができない時もここに相談しましょう。あまり大げさにしたくないけれど、誰かに話を聞いてほしいときは、家族会を訪ねてみてもいいですね。介護を必要とする人の主治医に相談するという手もあります。主治医に理解してもらうと、その日すぐに対策が取れなくても、解決の方法が見えてくることがあります。随分と気分が和らぐものです。

■ どんな休み方があるの？

自分で介護できるとしても、施設サービスをどんどん活用しましょう。特に、介護と仕事をうまく両立している人は、ショートステイを活用しています。誰にも起こされずに一晩ゆっくり眠る時間が取れるだけで、疲労はぐんと回復します。日中の介護負担の軽減にはデイサービスです。入浴補助をしてくれるところだと、負担が軽くなりますよ。介護負担が大きくなりすぎたときは、施設への入居を検討しましょう。順番待ちだと言われるかもしれませんし、本人の拒否や、周りの人から「施設なんてかわいそう！」と言われることもあるかもしれません、困っている状況を説明し、何度も相談を重ねてください。喧嘩が絶えないのであれば、一旦離れる勇気も必要です。大切な人だからこそ、介護によって辛い思いや後悔を積み重ねるより、楽しい思い出の貯金をしましょう。



周りの人からの理解が得られないことがあれば辛いものです。けれども、実際に介護しているあなたの身体と心を守ることを何よりも優先してください。

※ 拙書『がんばらない介護』(ダイヤモンド社) や、介護者メンタルタルケア協会のホームページ (<https://kaigomental.com>) にも事例をご紹介しています。「相談するほどではないけど、気になることがある」という方は参考にしてみてくださいね。

いつもは、見ても知らないふりをしてしまったりしていたけれど、やっぱり困っている人がいたら助けないといけないなと思いました。最後に小さい子が笑顔でお礼を言ってくれたので、すごくうれしい気持ちになりました。
花恋(13歳) あるいはコロコロ あったかメッセージより



保

館

力

レ

ン

ダ

ー

10月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月	習字教室 19:30~	16	火	経営相談 10:00~
2	火	経営相談 10:00~	17	水	
3	水		18	木	
4	木		19	金	経営相談 10:00~
5	金	経営相談 10:00~	20	土	茶道教室 9:30~
6	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~	21	日	
7	日		22	月	
8	月	体育の日	23	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
9	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	24	水	
10	水		25	木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:00~
11	木	手芸教室 13:30~	26	金	経営相談 10:00~
12	金	経営相談 10:00~	27	土	茶道教室 9:30~
13	土		28	日	
14	日		29	月	
15	月	習字教室 19:30~	30	火	経営相談 10:00~
			31	水	

[人権に関する記念日等] (10月)

1日 国際高齢者デー

高齢者の人権についての理解を深めるための啓発活動を行うために設けられた。1990年12月に行われた国連総会で採択。

3日 犯罪被害者支援の日

犯罪被害者の実情と支援の必要性を知ってもらうため、医師や弁護士、ボランティアによって設けられた。

10日 世界メンタルヘルスデー

NGOの世界精神衛生連盟(WFMH)が、1992年にメンタルヘルス問題に関する意識を高めることを目的として定め、後に国連機関の世界保健機関(WHO)も協賛し、正式に国際デーと認められた。

17日 貧困撲滅のための国際デー

1999年12月の国連総会において、多くの国で10月17日が「極貧に打ち克つための世界デー」となっていることから、この日を「貧困撲滅のための国際デー」とすることが宣言された。



24日 国連デー

1945年10月24日に国連が発足したことを記念して設けられた。

☆ 里親月間

1948(昭和23)年10月に里親制度が発足したことから毎年10月を「里親月間」に設定。

☆ 高年齢者雇用支援月間

高年齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現をめざすため設定。

隣保館人権フォーラム

場所:総合隣保館

時間:いずれも 19:30~21:00 です

第1回 10月 19日 (金)

- ①三木市立自由が丘東小学校 4年 松蔭夢叶
- ②三木市国際交流協会会員 佐野潤貞
- ③三木市子どもいじめ防止センター
相談員 中川典也

第2回 10月 23日 (火)

- ①三木市立緑が丘中学校 1年 平嶺文菜
- ②みっきい生涯学習講師団
講師 黒田富士夫
- ③社会福祉法人 立正学園
統括施設長 藤本政則

第3回 10月 26日 (金)

- ①三木市立別所小学校 6年 豊住美桜
- ②三木市立三木中学校 P T A 藤田隆志
- ③三木市国際交流協会 会員 コニー サントス
- ④三木市立平田小学校長 前田信利

皆様のご参加をお待ちしています



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL82-8388)まで。



隣保館だより

11月号 No.448

[発行・編集] 平成 30 年 11 月 1 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



第35回 総合隣保館文化祭

毎年、12月4日～10日は人権週間です。
「つなごう手と手 築こう心のかけ橋を」
をテーマに下記の日程で開催します。
隣保館講座生による作品展示や舞台発表
など様々な催しがいっぱいです。
皆様のご来館をお待ちしています。



12/8
日
(土)

- | | |
|-------------|---|
| 9:00～20:00 | ◆総合隣保館教養文化講座、教育事業各学級、保育所、認定こども園
その他の団体による作品展 →(8日9:00～9日16:00まで) |
| 9:00～12:00 | ◆囲碁ボーラ大会 |
| 10:00～13:00 | ◆交流餅つき大会
…ぜんざいをいただきましょう!! |
| 12:00～16:00 | ◆三木市協、その他の団体による催し物及びバザー
→(8日9:00～9日16:00まで) |
| 14:00～15:00 | ◆子どもたち全員集合、ゲームなど |
| 18:00～19:15 | ◆前夜祭 歌とお話の夕べ ムジカドルチエ
& バッタくんプロジェクト |



12/9
日
(日)

9:30～11:30
(受付:9:00)



- | |
|--|
| ◆開会行事 あいさつ |
| ◆記念講演
テーマ：「人権の歴史から学ぶ
- 世界人権宣言70周年に当たって -」
講 師：(一社)部落解放・人権研究所
名誉理事 友永 健三 さん |



記念講演終了後 福引き開始

お昼は、**山菜おこわ・うどんをどうぞ!!**

※コーヒー・ジュース・フランクフルト・ポップコーンなどもありますよ

バザーは 16:00まで
13:00～16:00
(舞台発表)

- | |
|------------------|
| ◆人権劇・ダンス・新舞踊など |
| ◆三同教50周年
記念事業 |

市民人権劇「わたしに失敗させてよ」

人権の小窓

失語症って なに？

■夫が「失語症」に…(家族の体験談)

その1 失語症は、夫の脳梗塞の後遺症の一つで、初めて聞く病名でした。夫は、見るもの、聞くもの、全てを自分の口から発することができなかったのです。

マンツーマンで相手の口元をまねて发声練習する毎日でした。軽い麻痺があるせいで舌の使い方はなかなか難しく50音を発するのに相当の年月を要しました。

少しの希望を持たせてくれたのは、夫が、毎日の发声練習を自発的に熱心に続けてくれたことでした。

その2 話すこと、読むこと、書くことができなくなりました。生活は一変。一人で役所や金融機関、買い物などの用事も、交通機関を使う外出も出来なくなりました。家の中の品物や自身の頭、手、お腹などの名称が分からないので、頭が痛いとか、歯が痛いとかが言えません。家族がそばについて、気をつけていても分からぬことが多い、お互いストレスが溜まり、寝込むことがあります。

外見からは失語症だとは誰もわからず、話しかけても返事がないので、変な人と思われます。本人も話せないので苦しんでいます。

その3 夫は脳梗塞の後遺症で失語症と右半身のマヒになりました。一夜にして、話す・聞く・書く・読むが難しくなりました。一桁の足し算も出来なくなり、職場復帰は無理でした。夫は自分の身に何が起きたのか、理解できない様子でした。私も初めて耳にする失語症にどう接したらよいか、思い迷う毎日でした。

(198)

平成30年11月

失語症者と家族の会

BANBAN しゃべろう会

たかたのりあき たまみ
高田徳昭・珠美



夫の発症の後、リハビリや県の失語症者の交流会などへの参加を経て5年後、三木で力添えをいただき「失語症の友の会」を立ち上げ、現在の会に。若々しくなり、明るくなり助け合える人ができたのがこの会を立ち上げて一番よかったと思える所です。

■失語症とは…

「聞く・読む・話す・書く」という「ことばの様式」に障害を受け、コミュニケーションに問題をきたすことです。「声が出ない」という状態とは異なり、言語の仕組みが崩れてしまうため、聞いた内容が理解できなくなったり、話したいことがあってもそれを伝えるためのことばの選択がうまくいかなくなったりと症状は多様です。

失語症は、単にコミュニケーションの問題だけでなく、人との関わりのなかで喜怒哀楽の感情を表し、ストレスを発散したり喜びを共有したりと、気持ちを繋いで生活していくことが困難になります。

生きていくなかでとても重要な役割を果たすコミュニケーションがうまくいかないと、失語症者であってもなくても大きなストレスを抱えてしまうでしょう。

■失語症の方の症状は?…

以下の項目のような症状がありますが、すべてに個人差があり、できることも多くあります。

- ①相手の話していることが分からない
- ②自分の気持ちを言葉にして表現できない
- ③文字が自発的に書けない
- ④文章が理解できない
- ⑤お金の計算ができない
- ⑥時刻が分からない
- ⑦口で言われただけでは、動作ができない



【自分もけっこうやるやん!】…道路に落ちたゴミを集めている人がいた。無視をして通り過ぎようとしたけど、一人ゴミを集めている人を見て、私はカバンを置いてその場でゴミを拾い集めた。腕いっぱいにゴミを持ってその人に渡した。私の腕は汚れていた。けれどゴミを集めていた人も、私も笑顔だった。



ないないいづくめですが、「ハイ、いいえ」で答えられるように質問すれば、答えることができます。「どう思いますか?」が一番難しいですね。

■町に出て困ること、嬉しいこと

- ・「一人で出かけることはないのですが、一人で近くのお店に出かけることができたら…と思う時もあります」
- ・短い言葉で相手の目を見て分かったかどうか確かめながら話してくださったら嬉しいですね。

■失語症は当事者の家族や支援者など、周りのサポートが大切です。

「失語症者と家族の会 BANBANしゃべろう会」は、ゆっくりとコミュニケーションを楽しみ、明るく笑顔で過ごせる社会をめざしています。ことばのバリアフリーをみなさんにも考えてもらえるきっかけとなれば嬉しく思います。

今この会で、悩み事を話したり、励まし合ったり、情報交換をしたりと楽しい仲間ができるで明るく楽しく生活している毎日です。同じ障がいのある者で集まるのは良いことですし、何より失語症になられた方の一番のリハビリと安心の場所になると思います。

※ ここまで回復できたのは、しゃべろう会に誘っていたおかけです。同じ仲間と音楽療法の先生の指導のもと、手足にふりをつけたり、道具を使ったりして歌うこと。言語聴覚士の先生の指導のもとで、脳を刺激する様々な試みをしていただいたこと。これらによって、表情も明るくなり、発声も力強くできるようになりました。

※ 一人で悩んでいるより仲間と一緒に集う意義があることを実証しています。失語症のある他の方々にも、ぜひ「BANBANしゃべろう会」を利用して、日常生活を少しでも楽しめるようになってほしいと願っています。

■この会の活動内容

毎月、第2第4月曜日、14:00~16:00
三木市立障害者総合支援センター「はばたきの丘」で次のような活動をしています。

①音楽活動 音楽に合わせて歌ったり、

もし、あの時、無視をして通り過ぎていたら?私は腕を汚すことなく「心を汚して」いただろう。ゴミと一緒に集めたからこそ、私は腕が汚れたし、あの人とも笑顔になれたのだと思う。

お特用にぼし(17歳) まあいココロ あったかメッセージより

身体を動かしたり、楽器を使ったりして大きな声を出して楽しめます。家族も一緒に大きな声で歌いリフレッシュしています。四季に合わせた歌が、ファイルいっぱいにたまりました。

②言語聴覚士さんとの時間 口の体操、棒体操、カードゲーム、数遊びなど毎回いろいろ考えてくださるので、大きな声も出しますし、いっぱい笑っています。



③お茶の時間 最後はお茶の時間です。ゆったりと自由に話せる時間が流れます。

④送迎は? ありませんが、カーボランティアの方の助けにより、送迎していただけるときもあります。ご相談ください。

⑤「失語症について知ろう、学ぼう」

失語症についての理解を深めたいと思い、講習会を年1回実施しています。今年は第4回で、5月に開催しました。



■この会を立ち上げて嬉しかったこと

この会は、最初から音楽活動で重崎範子先生が参加してくださっています。始まりの詩、終わりの詩も考えてくださいました。「BANBANしゃべろう会」の名前もこの始まりの歌からもらったものです。「失語症の方の尊厳を大事にしたいので・・・」と協力くださっています。

2年目から、言語聴覚士の森菜緑先生に来ていただいています。

ゆっくりと話される時間、皆の話したい気持ちを受け止めて上手に言葉を引き出してくださいとする力には、本人も家族もびっくりです。他では話せなくても、この会では伝えることができます。

参加を希望される方、もっと詳しくお聞きになりたい方は下記までご連絡をお願いします。ボランタリー活動プラザみき
TEL(0794)83-0090 ※日曜日・土曜日はお休みです。



保

館

力

レン

ダ

ー

11

月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木		16	金	経営相談 10:00~
2	金	経営相談 10:00~	17	土	茶道教室 9:30~
3	土	文化の日	18	日	
4	日		19	月	習字教室 19:30~
5	月	習字教室 19:30~	20	火	経営相談 10:00~
6	火	経営相談 10:00~	21	水	
7	水	子育てキャラバン 10:00~	22	木	手芸教室 13:30~
8	木	手芸教室 13:30~	23	金	勤労感謝の日
9	金	経営相談 10:00~	24	土	茶道教室 9:30~
10	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~ 茶道教室 9:30~	25	日	
11	日		26	月	
12	月		27	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
13	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	28	水	
14	水		29	木	経営相談 10:00~
15	木	茶道教室 13:00~	30	金	



映画のご案内

子どもも高齢の方も障がいのある方もない方も、どなたでも参加できます。

(主催:三木市人権・同和教育協議会)

2018 人権ふれあい交流事業

ベイマックス

【日時】平成30年11月17日(土)

開場:午後2:10

上映:午後2:40~4:30

定員:300人…先着順



【場所】三木市文化会館小ホール

(内容) 未来都市でロボット格闘技に夢中の少年ヒロ。兄タダシの影響でロボット工学の最先端技術を学ぶことを決意したその矢先、兄が爆発事故で亡くなる。深く傷ついた弟を救ったのは、兄が開発したケアロボットのベイマックス。ベイマックスに託された兄の思いがヒロを変えていく。この映画は、人を大事にする生き方、人と人とのあたたかなつながりの大切さを訴える。

2014年ディズニーアニメーション。



11月は、児童虐待防止推進月間です。子どもの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのかを呼びかけていく「オレンジリボンキャンペーン」を展開します。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(Tel82-8388)まで。



【人権に関する記念日等】(11月)

16日 国際寛容デー

1995年11月16日、ユネスコ総会で「寛容原則宣言」と「国連寛容年のためのフォローアップ計画」が採択され、翌年12月の国連総会で制定。

17日 三木市人権・同和教育研究大会

市内のの人権教育の取組を発表し、協議を行う大会。三木市文化会館ほかで開催。

17~18日 全国人権・同和教育研究大会

全国の人権教育の取組を発表し、協議する大会。滋賀県で開催。

20日 世界こどもの日

国連総会は1954年12月14日、国際連合で「児童の権利に関する宣言」(1959年)と「児童の権利に関する条約」(1989年)が採択された11月20日を「世界こどもの日」とした。

25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー

1961年にドミニカ共和国の支配者の命令で政治活動家三姉妹が暗殺されたことに由来し、1999年12月の国連総会決議で制定。

12~25日 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、タワーや商業施設、橋、観覧車、城など、パープルにライトアップするなどの運動を展開。

25~12月1日 犯罪被害者週間

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間を「犯罪被害者週間」と定めた。



隣保館だより

12月号 No.449

[発行・編集] 平成 30 年 12 月 1 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



「世界人権宣言 70周年」

次ページの記事は
「自殺のサインと予防」
です

みんなで築こう 人権の世紀
～ 考えよう 相手の気持ち 未来へ
つなげよう 違いを認め合う心～
これは、法務省の今年の「啓発活動重
点目標」です。ではクイズです。

次の文は、「世界人権宣言」が成立した背景を説明した文ですが、○でどうか？×でどうか？

- ()命を奪う戦争こそ最大の人権侵害だから
- ()民族優越主義による虐殺があったから
- ()この宣言には、権利と自由に対する破壊活動は認めないと定めています（第30条）
- ()全世界の全ての人びとの人権を守るためのもの

世界人権宣言は、第二次世界大戦の悲惨な戦いの反省から、すべての人々の人権を守るために、1948年12月10日、国連において採択されました。

国籍があろうとなからうと、人種・性別・宗教が何であろうと、人権及び基本的自由を守り、普遍的な尊重及び遵守をすべての人及びすべての国が達成すべき共通の国際的基準として示されたのです。左のクイズは、すべて○です。

※下段の説明①～⑤は、右の条文のⒶ～Ⓑのどれ？線で結びましょう。（答えは最後のページ）

①君の宝物は何？ 大事なものを理由もなく取り上げられてしまう。そんなことがないよう、君と君の宝物は守られている。

②君も世界中の誰でもどこにいたって一人の 人間として認めてもらう権利を持っている。 一人ひとりが大切な人だもの。

③何も悪いことをしていないのに、理由もなくとらえられたり、閉じ込められたり、「この国から出て行け」と言われたりしない。 そんなこと、誰にもさせない。

④この宣言の中の君の自由と権利は、他の人も 同じように持っているもの。だから、自分の 権利も他の人の権利も守ろうね。自由を振 りかざして、他の人を傷つける権利はない。

⑤人が人を痛めつけたりひどく辱めたり心 や体を踏みにじることを、どんな理由があつたって、やってはいけないし、されないよ。

⑥第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

⑦第17条 すべて人は、単独でまたは他の 物と共同して財産を所有する権利を有す る。

⑧第30条 この宣言のいかなる規定もいづれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

⑨第5条 何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

⑩第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、 又は追放されることはない。

人権の小窓

自殺のサインと予防

～支える人も自分を大切に～

◆なぜ自殺を防がなければならないか

兵庫県内では平成29年に976人が自殺で亡くなっています。自殺が1件起きると、深い悲しみや喪失感など、強く影響を受ける人は、ご遺族だけにとどまらず、親友、知人、職場関係者や近隣住民にまで大きな衝撃を与えます。そのため、本人の命を守ることはもちろんのこと、自殺によって影響を受ける人々のことも考えると、自殺を防ぐことは社会の大きな課題といえます。

◆自殺の原因は一つではない

自殺は単に一つの原因から起こるのではなく、身体的・精神的な健康問題、経済・生活問題、家庭問題など、様々な要因が複雑に絡み合う中で発生すると考えられています。

例えば、若年者の自殺の背景には学校での問題が多いとされていますが、そう単純なものではないことが多いです。人間関係のトラブルで学校に行けなくなり、もう死にたいと訴えてきた生徒の話をよくよく聴くと、親からは学校に行くよう毎日きつく言われ口喧嘩が絶えず、夜は眠れず食欲もないとのことでした。そして誰にも相談できずに一人で悩み苦しんでいました。



また、成人の自殺の背景に多いとされる健康問題も、それだけが原因となることは稀と言えます。健康を損なうことで、仕事を失うことも経済的に困窮することもあるでしょう。それまでの間接関係や社会とのつながりが変化することもあり

(199)

平成30年12月

龍谷大学短期大学部こども教育学科
准教授、精神保健福祉士

あかざわ まさと
赤澤 正人



自殺の実態把握と予防や、対人援助職の方々のセルフケアに関する調査研究に取り組まれている。

ます。うつ病で休職中の方からは、家族や周囲に迷惑をかけて本当に申し訳ないといった言葉をよく聞きますが、その罪責感がさらに本人を苦しめているようでした。

このように自殺の原因は何か一つで説明できるような単純なものではありません。主要な要因によって、具体的にどのように苦しんでいるのかに目を向けて、対応を考えていくことが大切です。

ケースによりますが、私は「心と身体が悲鳴をあげていますから、今はしっかりと休みましょう。」と声をかけるようにしています。本人を苦しめる要因に対応していくためにも、心身のエネルギーは必要不可欠ですので休息は大切と言えるでしょう。

◆自殺は、追い込まれた末の死

自殺の危険の高い人は、「誰も分かってくれない、助けてくれない」「寂しい」といった深い孤独感や、「生きていても意味がない」と無価値に思い苦しんでいます。この状況が続くと、前向きな解決策を考えることが困難になり、絶望的な状況がずっと続くと思い込んでしまうようになるのです。そして、これだけつらく苦しい状況を終わらせるには「もはや死ぬしかない」あるいは「諦め」といった心理状態の末、自殺に至ると言われています。

つまり、死を積極的に選んでいるのではなく、自殺しか選べないような心理状態にまで追い込まれているわけです。多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な原因と悩みによっ

【自分もけっこうやるやん！】…いつもがんばっているお父さんお母さんに、クリスマスには、お兄ちゃんと、ぼくがサンタさんになりました。まくらもとにプレゼントをおいておくと「大人になってもサンタさんがきてる」と喜んでくれました。



て心理的に「追い込まれた末の死」であると言えます。

◆自殺のサイン

「死にたい」と考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いています。「死にたい」という訴えの裏には、「生きたい」という思いがあるのです。

本当は「生きたい」けれども「死にたい」ほどつらい心の状態で、自殺の危険を示すサインのようなものが発せられることがあります。その一つに、**自分の安全や健康を守れない行動**があります。例えば、不注意な交通事故や交通違反を起こす、アルコールや薬物を乱用してトラブルを起こす、無理な投資やギャンブルにお金をつぎ込む、医師の助言や指示を聞かなくなる、突然の家出や失踪などといった自分を大切にしないあるいはできない行動です。こうした行動は、人生の長年に渡って確認されることもあります。



また自殺直前のサインの一例として、注意力や集中力が低下してミスやトラブルが多くなる、身なりにかまわなくなる、食欲が極端に落ちる、大切にしていたものを整理したり誰かにあげたりする、深い絶望感や孤独感を訴える、自傷行為を行う、はっきりと自殺について口にするなどがあります。

自殺を予防するためには、こうした自殺のサインに気づき、軽視することなく、相手にあたたかく寄り添う姿勢が求められます。

◆自殺を考えている人を支える

では、自殺を考えている人をどのように支えることができるでしょうか。

一例をあげます。

自殺のサインに気づいたら、「最近普段と様子が違うようだけど、何かあったの」と声をかけます。そして「死にたい」と

「生きたい」のはざまで揺れ動いている相手の気持ちを尊重したうえで、良し悪しの判断や批判などはせず、丁寧に耳を傾けることが大切です。話を聴き終えたら、「話してくれてありがとう」とねぎらいの言葉をかけて、「あなたのことが心配」

「力になりたいので一緒に考えたい」「私の力だけでは解決できないから専門家からアドバイスをもらおう」と伝えて、相談窓口や専門家へつなぐことを促します。市役所や保健所には、死にたい気持ちだけでなく、各種の相談ができる窓口があります。そして、つないだらそこでおしまいではなく、その後も折に触れて声をかけるなどして、相手に寄り添い見守ります。

文字にすると簡単そうですが、実際はこのようにスムーズにいくことはほとんどのないといつていいでしょう。話を聞くことができなかつたり、拒否されたりすることもあるでしょう。ですから、目に見える結果を焦らずに、粘り強く支え続ける心構えも大切になってきます。



◆支える人も自分を大切に

最後に、自殺を考える人に長期的に関わって支える中で、支える人も孤立することなく自分を大切にしていただきたいことを強調しておきます。自殺には様々な要因が存在するため、医療・行政・法律などの専門家を交えて複数で対応することが大切です。そして、支える人が心も体も健康であってこそ、自殺を考えている人に寄り添うことができるでしょう。ご自身の趣味の時間やストレス発散を忘れないようにしてください。

自殺予防というと個人にはハードルが高く感じられるかもしれません、まずは、私たち一人ひとりがその課題に目を向けて、できるところから取組を始めることが大切です。

隣
保
館
力
レ
ン
ダ
ー

12月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~ 茶道教室 14:00~	16	日	
2	日			17	月 習字教室 19:30~
3	月	習字教室 19:30~	18	火 経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	
4	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	19	水	
5	水		20	木 手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:00~	
6	木	手芸教室 13:30~	21	金	
7	金	経営相談 10:00~	22	土 茶道教室 9:00~	
8	土	隣保館文化祭 9:00~20:00	23	日 天皇誕生日	
9	日	隣保館文化祭 9:00~16:00	24	月 振替休日	
10	月		25	火 経営相談 10:00~	
11	火	経営相談 10:00~	26	水	
12	水		27	木	
13	木		28	金 フラワーアレンジメント 17:00~	
14	金	経営相談 10:00~	29	土 閉館 1月3日まで	
15	土		30	日	
			31	月	

募集 フラワーアレンジメント教室

「新春を生ける」 講師：田中真紀さん
 ・12月 28日（金）総合隣保館大会議室にて
 17:30から。都合の良い時刻より 20:30まで
 ・参加費 5,000円
 ・持ち物：丸い深めの花器、はさみ

ピクトグラムのクイズ

ピクトグラムとは、言葉で説明しなくとも、見ただけで意味が伝わるように作られた絵です。次のピクトグラムは何を意味している絵でしょうか。（答えは下に）



ピクトグラムのクイズ の答え

- ①和式トイレ ②列車の非常停止ボタン
- ③洋式トイレ ④自動販売機 ⑤救護所
- ⑥コンビニ ⑦温泉 ⑧温水洗浄トイレ

※ 表紙の答え：①-①、②-⑦、③-④、
 ④-⑥、⑤-①、です。

【人権に関する記念日等】(12月)

1日 いのちの日 日本で心の健康に関する正しい理解の普及・啓発を行うための日。自殺予防活動の一環として2001年から設定。



世界エイズデー 世界規模でのエイズ蔓延の防止、エイズ患者やHIV感染者に対する差別・偏見の解消を目的とし、1988年に世界保健機関により定められた。シンボルはレッドリボン。

3日 国際障害者デー 1982年12月3日、国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して、1992年の国連総会において制定。

10日 人権デー 世界人権宣言が、1948年12月10日の国連総会で採択されたことを記念して、1950年の国連総会において制定。

18日 国際移民デー 1990年12月18日、国連総会で「全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」が採択されたことにちなみ制定。

★ 3~9日 障害者週間 国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし障害者の日である12月9日までの1週間。1995年6月27日、総理府(現内閣府)障害者施策推進本部が制定。

★ 4日~10日 人権週間 1948年12月10日の国連総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して1949年に法務省と全国人権擁護委員連合会が12月10日を最終日とする1週間を人権週間と制定。

★ 8~9日 総合隣保館文化祭

「つなごう手と手 築こう心のかげ橋」をテーマとして、多くの人が人権と差別について学び、交流する文化の祭典。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL:82-8388) まで。



隣保館だより

1月号 No.450

[発行・編集] 平成31年1月4日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



新年 あけまして おめでとうございます

総合隣保館は、人権教育・啓発の拠点として、また社会福祉施設として、取組を進めてまいります。

本年も、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

キグルミになりたい 山内莉瑚

キグルミになりたい
人にわる口を言われても
何も言いかえさず
いつも笑顔



キグルミになりたい
人にたたかれても、けられても
やりかえさず強い体で
いつも笑顔

でもキグルミがひとりになった時
出てくるのは
つかれた心といたかった体
作っていた笑顔

キグルミになりたい？

本当になりたいのは
そんなひとりになったキグルミの
心と体に気が付いて
「いたかったね」
「がんばったね」と
声をかけてあげられる人

(公財)兵庫県人権啓発協会、平成29年12月発行「平成29年度のじぎく文芸賞」詩部門最優秀賞より転載

次ページの記事は
「外国にルーツを持つ人
から見た日本」
です

キグルミが、一生懸命に役目を果たし、ふと振り返った時、充実感と喜びがあればいいけれど、疲れた心と痛む体なら、さみしく辛いことですね。「そんなひとりになったキグルミの心と体に気がついて」「声をかけてあげられる人」になりたいと思う気持ちが誰にものあれば、互いに幸せに暮らせそうです。

いつも一緒に生活していても、相手の気持ちに気づけないときがありますね。気持ちに余裕をもって寄り添っていけば、見えなかつたものが見えてくることでしょう。

今年は、自分の気持ちや察する気持ちを言葉に表して、相手の方に数多く話しかけてみませんか？

人は、相手にされないと、ひどいことをされた、言われた時の屈辱感が大きいほど、自分の気持ちを保つために、誰かを攻撃しようとするものです。

屈辱的な気持ちを察して、その気持ちをやわらげる言葉をかけてくれる人がそばにいたら、誰かを攻撃することもないでしょう。そして、本当の意味で尊敬される人になるための努力をすることができるのではないか。

人権の小窓

外国にルーツを持つ人 から見た日本 ～学校や地域に望む多文化共生～

♥ 私のルーツはベトナム

私は既に帰化して日本国籍を持っていますが、ベトナムにルーツを持ちます。父はサイゴン陥落時、その近郊で農業を営んでいました。ベトナムは、第二次世界大戦、インドシナ戦争、ベトナム戦争というように、長く戦火にさらされてきました。



「このままでは自分の子どもにきちんとした教育を受けさせることができない」と、父はベトナムの未来に不安を感じ、当時新婚であった妻や70人の仲間とともに、全長13メートルの小舟に乗り込み亡命することを決意しました。しかし、フィリピンをめざす途中でエンジンが故障し、海の上を漂流することになってしまいます。食料が尽きて数日後、台風を避けた日本の石油タンカーが偶然にも通りがかり、救助されたと聞いています。

両親は日本で生きていくことを決め、「自分たちの子どもには恵まれた生活をして欲しい」と、私たちを熱心に育ててくれました。そのおかげで私は大学を卒業することができ、現在は兵庫県立姫路南高等学校で数学の教諭として働いています。



♥ ベトナム名と通称名

私は高校2年生までベトナム名を用いて生活していましたが、横浜から地元の学校に転学する際に通称名を用いることにしました。「名前が違うことでうまく馴

(200)

平成31年1月

兵庫県立姫路南高等学校

みなこし ぎや ぶ
教諭 南越 家雨



ポートピープル二世。姫路市で生まれる。出生名はグエン・ドアン・ギャブ。横浜の高校から市立姫路高校へ転学。岡山大学理学部数学科卒業。2010年から県立高校に数学科の教諭として勤務。2017年日本国籍取得。

染めないかもしれない」と環境の変化に不安を感じていたからです。大学進学後も通称名を用いて生活をしていました。私は日本で生まれ育ち、外国人特有のなまりもなかったので、友人たちは私を日本人と認識していたと思います。

ベトナム名を再び用いるようになったのは、大学4年生になってからです。大学にはベトナム名を届けておらず、「通称名のまま卒業をすると、証明書の発行などで手続きが難しくなるのではないか」と思い、ベトナム名を用いることを意識しました。そして、大学に届け出るのなら、いっそ友人たにも打ち明けようと思いました。不安はありましたが、受け入れられるだろうという自信もありました。



♥ ベトナム名を使う決意ができた要因

必要に駆られたとはいえ、私がベトナム名を用いることを決意できるようになった要因としては、次の2点が大きいと言えます。

一つは、友人たちとの交流です。

数学科でともに学ぶ同級生や部活動で得た仲間とは縁が切れないだろうという確信を持っていました。その確信は正しく、現在でも交流が続いている。大学生として生活する間、友人とは毎日のように楽しく遊んできましたが、同じ目標に向かってお互いに高め合ったり、相談し合ったりもしていました。長い時間を

【自分もけっこうやるやん！】…ショッピングセンターで迷い子になって大泣きしていた男の子に勇気をふりしほって声をかけました。一緒にお母さんを探しました。みつかった時のお母さんの笑顔と男の子の笑顔が見れた。



ともに過ごして培った絆は、国籍という壁を簡単に乗り越えるだろうと思いました。

もう一つは、教員をめざしたことです。

教員採用試験を意識したとき、行政が求めているものを考えるようになりました。そのときに、よく『多文化共生』というキーワードが目に入りました。通称名を用いていたときに生活の不便さをあまり感じなかつたため、教員採用試験を意識するまで『多文化共生』について考えたことはありませんでした。しかし、この言葉について考えていくうちに、「ベトナム名を用いても許容されるような社会になっているのではないか。そして、私のようなルーツを持つ人間だからこそ、できることがあるのではないか」と思うようになりました。

●ここは自分が認められている場所

今では、再びベトナム名で生活を始めて良かったと思っています。通称名を用いていたとき、本名でないことによる居心地の悪さは全く感じていないつもりでした。しかし、本名を用いるようになると、本来の自分が認められているようで気持ちが楽になっていきました。通称名を用いることによって生じていた無意識の息苦しさから、いつの間にか解放されていたようでした。周りの人たちから奇異の目で見られるかもしれないという不安は杞憂に終わりました。

●学校や地域に望む『多文化共生』

このように私の学生時代を振り返ると、学校や地域に望む『多文化共生』が見えてきました。多様な文化的背景を持つ人たちが、お互いに認め合いながら地域社会を構成していくためには、その人たち自身が「ここは、自分が認められている場所である」という認識を持つことが必

要なのではないでしょうか。

外国にルーツを持つ人々は、現在、様々な状態で社会に溶け込んでいます。一見すると日本人のように振舞っている場合もあれば、日本語がわからない状態で友人と交流に苦労している場合もあります。そういった人たちが「ここは、自分が認められている場所である」と自信を持って言えるようになる社会こそ、学校や地域がめざすものだと思います。

●私のような例はほんの一例だけれど

ただ、その自信を持つためのプロセスは、きっと人によって異なります。私の場合は、友人たちとの交流と、『多文化共生』という言葉に出会えたことで、その自信を持つことができました。私の存在や言葉が、「ここは、外国にルーツを持つ自分が認められる場所である」という自信を持つことの助けになることができたら幸いです。

●在留外国人生徒のために

現在、在留外国人生徒を支援する取組が各地で行われています。それらの支援によって、在留外国人生徒が前向きに生活できるようになったという報告を聞くこともあり、とても嬉しく感じています。支援をしてくださっている方々には感謝の気持ちでいっぱいです。

それらの支援の際に、気にかけてほしいことがひとつだけあります。それは、日本人と在留外国人を「つなぐ」ということです。自分が認められている場所が日本の中にあったとしても、それが在留外国人のみによるコミュニティでは「共に生きている」とは言えません。

各地で行われている支援が、在留外国人生徒が前向きに生活できることだけでなく、「日本人と共に生活する」ことにつながって欲しいと考えています。





保

館

力

レ

ン

ダ

ー

1



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	元日 閉館 1月3日まで	16	水	
2	水		17	木	茶道教室 13:00~
3	木		18	金	経営相談 10:00~
4	金		19	土	
5	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~	20	日	
6	日		21	月	習字教室 19:30~
7	月	習字教室 19:30~	22	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
8	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	23	水	
9	水		24	木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:00~
10	木	手芸教室 13:30~	25	金	経営相談 10:00~
11	金	経営相談 10:00~	26	土	茶道教室 9:00~
12	土	茶道教室 9:00~	27	日	
13	日		28	月	
14	月	成人の日	29	火	経営相談 10:00~
15	火	経営相談 10:00~	30	水	
31 木					

三同教 50周年記念事業 市民人権劇

「わたしに失敗させてよ」

日時 1月 20日(日) 14:00~15:30

受付 13:30~ ※最終公演日です

ぜひお越しください

場所 市民活動センター
(末広1丁目6-46)主催 三木市人権・同和
教育協議会公演 市民あつたか劇団
&シアトロ三木

【人権に関する記念日等】(1月)

17日 防災とボランティアの日 1995(平成7)年1月17日に発生した阪神・淡路大震災にちなみ、ボランティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強化を図る目的で、翌年から実施。

27日 世界ハンセン病の日 ハンセン病への正しい理解を、とのフランスの社会運動家の呼びかけに応え、1954(昭和29)年から取り組まれている。1月最後の日曜日。

☆☆☆ 盛大に開催…総合隣保館文化祭 ☆☆☆



8日午前中、囲碁ボール大会や交流餅つき大会(下段左)を実施。みんなで「おぜんざい」をいただきました。子ども達全員集合では、じんけんカードめくり(下段中)や輪投げ・囲碁ボール・シャトルダーツを楽しみました。前夜祭は、ムジカドルチェ&バッタくんプロジェクトの皆さんによる「歌とお話の夕べ」で、盛り上りました。(上段左・中) 下段右は9日の舞台発表です。

友永健三さんから、「人権とは、一人一人の人間の尊厳を尊重し、人間らしい生活を営む権利」であり、「自由権」「社会権」「発展の権利」・誰も置き去りにしない地球規模で発展する権利があると学びました。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL82-8388)まで。



隣保館だより

2月号 No.451

[発行・編集] 平成31年2月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



青少年愛護条例が 改正されました

兵庫県の

次ページの記事は
「児童養護施設
からみえるもの」
です

兵庫県では、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため「青少年愛護条例」の一部が改正されました。

①スマートフォンの普及によるインターネット利用環境の変化(犯罪被害の増加) (以下は要約した内容です)

インターネット上の有害情報等への対応の強化

(改正)【平成30年2月1日施行】

- ①スマートフォン等へのフィルタリング利用に係る保護者・事業者の義務の強化。
- ②青少年がネットの危険性を回避するためのルール作りの徹底。 (事業者による説明義務等)

②SNS等を通じた児童ポルノ自画撮り被害の増加

児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止

(新設)【平成30年4月1日施行】

- ①青少年に対し、本人らの児童ポルノ(写真や動画)等を提供するように求める行為を禁止。
- ②欺き、脅迫または困惑させる等の不当な方法により提供を求めた者への罰則を規定。

③青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業形態(JKビジネス)の出現

JKビジネス(有害役務営業)に対する規制

(新設)【平成30年10月1日施行】

- ①有害役務営業を営む者に対し、青少年を客に接する業務に従事させること等を禁止する。
- ②条例に違反する違法な行為をしたとき、知事による6月以内の営業停止命令の権限を規定。
- ③知事等による営業場所の立ち入り権限を規定。
- ④命令に違反した者、青少年を客に接する業務に従事させた者等への罰則を規定。

青少年が、温かさや思いやりのある豊かな心を培い、健やかにたくましく成長することは、私たち大人の願いです。

保護者には、子どもが使うスマートフォン等にフィルタリング機能をつけることが義務付けられました。

- ①さらに子どもに寄り添い、子どもが部屋でどのように過ごしているか知ること。
- ②子どもとしっかりと向き合う時間を作ること。
- ③その子に合ったネット利用に関するルールを作ること。

家庭での対応が、有害なサイトへの誘導を食い止め、自画撮りや性犯罪の被害防止につながると考えられます。

三木市は、情報機器に精通した専門家に「特別監視員」を委託し、「ネット見守り隊」事業を3年前から開始しています。

ネット空間での、子どもの加害や被害防止のため、ゲームやツイッター、動画サイト等の検索を随時行い、危険な事案について指導を進めています。

「JKビジネス」など、女子高生に飲酒の場での接客やお散歩、耳掃除、添い寝等の接待業務に従事させるなどの行為が昨年10月から禁止されました。青少年を喰い物にする悪質な行為を、県条例で厳しく取り締まりができるようになったことで、青少年の健全育成がさらに図られると思います。

人権の小窓

児童養護施設から みえるもの

～子育て環境の変化と支援の必要性～

みなさん、「児童養護施設」という施設をご存知ですか？

※ 「児童養護施設」…様々な事情により家庭で生活することが困難な子どもたちの家庭に代わる生活の場のこと、全国に約600施設、兵庫県内に32施設があります。

児童養護施設が生まれたのは、第2次世界大戦終了後で、当時戦争により親や家を失った「戦災孤児」「浮浪児」といわれる要保護児童の収容施設としての役割を果たしました。その頃の施設生活は大変厳しく、多くの子どもたちが一緒に生活する集団生活が基本で、食事や衛生環境も大変乏しい状況がありました。

それから約70年、児童養護施設での大きな変化を3つ紹介させていただきます。

★ 1つ目の変化は、施設で暮らす子どもたちの生活環境です。

立正学園にはしばしば民生・児童委員の方々が見学に来られ、見学終了後、ほとんどの方が「施設の生活環境は見学前に抱いていたイメージとは大きく違っていた」「思っていたより家庭的な雰囲気で大変驚いた」という感想を口にされます。

立正学園の児童定員は45名ですが、一つの部屋に多くの子どもたちが一緒に生活するいわゆる「集団生活」ではありません。6名程度の子どもで一つの生活ユニットを構成し、そのユニットには、子どもの居室やリビング、キッチンやお風呂等が配置されていて、子どもたちは基本的にそのユニット内で生活します。休日には子どもと職



子どもたちの居室

(201)

平成31年2月

社会福祉法人 立正学園

統括施設長 藤本 政則

ふじもと まさのり
兼 児童養護施設 立証学園施設長。
また、兵庫県児童養護連絡協議会会長を務める。



員が一緒におやつや夕食をつくる「家庭的な雰囲気」を見ることがあります。ほとんどの人が抱いている「施設の生活は、冷たくて厳しい」というイメージとは異なる現在の施設の生活環境に大変驚かれます。みなさんも機会があればぜひ現在の立正学園を見学いただければと思います。

★ 2つ目の変化は、施設を利用する子どもや親子の状況です。

それは子どもが施設に入所する日に親子が別れるシーンに見ることができます。

かつては親と離れるのをいやがり「いや、いや、帰らないで！」と大泣きする子ども、子どもを施設に預けざるを得ない自身の事情を理解しながらも子どもからなかなか離れようとしない親、そのような親子を無理に離そうとする施設職員、この三者の複雑な心境が交差する状況をしばしば見ることができました。

しかし、現在の施設入所日に親子が別れる際、親と子どものお互いが「バイバイ、またね！」と笑顔で手を振り合って別れるという光景も見られます。虐待が理由で施設入所するケースの場合は、施設入所に親が同行することはごく稀です。

近年施設の子どもたちに「愛着障害」いわゆる「親子の心の絆」が失われた症状が多く見られるようになりました。

かつては、施設入所以前の親子が共に生活する中で「親子の心の絆」が築かれていたものが、施設入所・親子分離により

【自分もけっこうやるやん！】…部活で1人だけで練習している子がいた。その子はとても悲しそうな顔をしていて、私はもうほうってわけないと思い、「いらっしゃい」と言って、二人で練習した。悲しそうな顔ではなくなり、その日から仲良くなったり。



この「親子の心の絆」が途切れ、その結果子どもに「愛着障害」が生じると理解されていました。

しかし、最近の施設入所のシーンを見ていると、施設に入所する以前の家庭生活で、すでに「親子の心の絆」が築かれていない、あるいは極めて希薄であることが想像されます。

今日、スマホによる子育てなど、多くの親子関係において「親子の心の絆の希薄化」や「愛着障害」を生じさせる子育て環境にあることを再認識する必要があると感じます。

★ 3つ目の変化は、様々な理由で施設を利用する子どもが増えていることです。

みなさんは、「施設で生活する子はかわいそう」「施設を利用するには特別な事情を抱えた家庭だ」という認識をお持ちではないですか？

確かに子どもの権利条約や児童福祉法にも「子どもはまず家庭で親により育てられるべき」との考えが示されており、そういう視点で考えると、施設を利用する家庭は「特別」で「ごく稀な少数派」ということになるでしょう。

しかし、この「普通」と認識されている家庭での子育てが、現在「危機的状況」に陥っていることを強く感じます。その証拠に、少子化により日本全体の子どもの人口は減少傾向にあるにもかかわらず、施設や里親等社会的養護を利用する子どもの数は増加する傾向にあります。

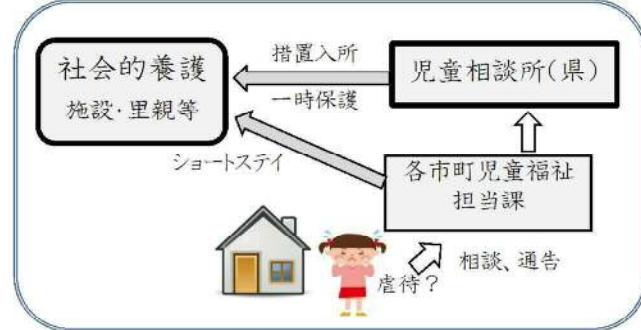
昨年度(平成29年度)の立正学園の状況を見てみましょう。

まず入所児童数(措置入所)は、児童定員に対し年間を通してほぼ満床状態でした。したがって児童相談所から長期の入所(施設生活)の依頼を受けても、満床を理由にお断りすることが少なくはありませんでした。

また、緊急で一時的に施設を利用するという一時保護も多く行われました。特

に週末や夏休み、親から暴力を受けた子どもが警察に助けを求めるに行く、あるいはその反対に引きこもり傾向のある子どもが親に暴力をふるい、親が子どもを警察に連れていくというケースが緊急の一時保護に多く見られました。しかし、緊急の一時保護も満床状態を理由に断ることも多くあり、仕方なく再び家庭に戻された子どもたちも少なくないと思います。

〈家庭から社会的養護までの経路〉



また、親や家庭の事情から施設を短期間利用する「ショートステイ」という制度があります。この受付窓口は各市町にあり、保護者にとって利用しやすい制度で、ここ数年利用が急増しています。注目すべきは、その利用目的です。昨年度のショートステイ利用の内、最多の理由は「レスパイト(休息)」でした。家庭での子育てに疲れ、休息を必要とする親が多く存在しているということです。子育ての過度な疲れや負担は児童虐待を引き起こす深刻なリスク要因にもなるため、ショートステイは虐待予防としても重要な役割を果たしています。

児童養護施設には、その時代の子育ての問題が象徴的に表れてきます。児童養護施設を利用する今日の親子や家庭の状況を見ていると、子育ての問題が一部の特別な事情を抱えた家庭にだけ見られるものではないことがわかります。そして、核家族や単親世帯の増加および子育て環境など、家族や子育て問題の変化に伴う、新たで多様な子育て支援が社会的に求められていることを強く感じます。

私も小学生の時は仲の良い子がいなくて一人だったから、その子が今どんな気持ちかは、顔を見ればすぐわかった。声をかけて良かったと思う。「さそってくれてありがとう」と言ってくれて、とてもうれしくなった。
彩奈(13歳)
まあるいココロ あったかメッセージより



保

館

力

レ

ン

ダ

ー 2月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営相談 10:00~	15	金	
2	土	茶道教室 9:00~ 書を楽しむきらきら教室 13:00~	16	土	
3	日		17	日	
4	月	習字教室 19:30~	18	月	習字教室 19:30~
5	火	経営相談 10:00~	19	火	
6	水	子育てキャラバン 10:00~	20	水	
7	木		21	木	
8	金		22	金	
9	土		23	土	茶道教室 9:30~
10	日		24	日	
11	月	建国記念の日	25	月	
12	火	着付教室 19:30~	26	火	着付教室 19:30~
13	水		27	水	
14	木	手芸教室 13:30~	28	木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:00~

市民が創る まあるいココロ
あったかメッセージ'17
～自分もけっこうやるやん！～

学校の帰りに「よかたん」まで行く道を知らないおばあちゃんに教えてほしいと頼まれた。初めは、教えて終わと思っていたけど、おばあちゃんが歩いていくのを見て思わず「一緒に行きましょうか」と声をかけていた。おばあちゃんは笑顔で「ありがとう」と言ってくれて、「よかたん」までゆっくり話をしながら楽しく歩いた。

もし、あのとき教えてだけで終わっていたら、おばあちゃんは「よかたん」に行っていたか分からぬし、自分の中で少し後悔していたかも知れない。自分でも思わず声をかけたことはびっくりしたけれど、それがきっかけでおばあちゃんと話をしてつながれたり、自分でもよかったです。思いやりを1回でやめずもう1回もう1回とたくさんもっていきたい。

真実(15歳)

・・・2017年11月発行・・・

三木市人権・同和教育協議会

【人権に関する記念日等】(2月)

21日 国際母語デー 言語と文化の多様性、多言語の使用、あらゆる母語の尊重の推進を目的として、ユネスコが1999年に制定。

募集 フラワーアレンジメント教室

「おひなさま」 講師：田中真紀さん

日 時：3月1日(金) 午後7時30分～

会 場：三木市立総合隣保館 大会議室

参加費：3,500円 持ち物：花器、はさみ

申し込み：2月25日(月)までに隣保館へ 82-8388

隣保館・三同教合同フィールドワーク

◆日 時 3月16日(土)

8時出発～18時解散

◆集 合 三木市文化会館駐車場

(三木市立中央図書館前)

◆訪問先 京都へ…東山文化を支えた被差別民の歴史と、被差別部落の新たなまちづくりのとりくみに学ぶ

①下賀茂神社・銀閣寺など

②八坂神社・柳原銀行記念資料館など

◆参加費 2,000円(昼食代・保険代として)

◆定 員 40名(先着順:2月25日受付開始)

【問い合わせ先】三木市立総合隣保館または

三木市人権・同和教育協議会まで

TEL. 0794-82-8388

FAX. 0794-82-8658



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(TEL82-8388)まで。



隣保館だより

3月号 No.452

[発行・編集] 平成31年3月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



未来の三木

～市民人権劇・・・観劇後の感想～

三同教50周年スローガン
あなたがいるから あったかい

～心つないで 今日から明日へ～

本年度は、三同教50周年記念の年でした。「人とかかわり、人とつながる」ことで、人権の輪を広げ、未来に向けて人権意識を高めていく活動を推進してきました。とりわけ、市民人権劇「わたしに失敗させてよ」は、そのかかわり Open(ひらく)と、つながる With(とともに)を具現化するものでした。

演劇が目的ではなく、演劇を通して人とつながることの大切さを訴えたこの劇は、小学生・中学生・高校生・壮年・高齢者まで、職業や立場を超えた参加者により作り上げられ、その過程



には「あなたがいるから あったかい」の気持ちがいつもありました。

「未来のココロの木」に貼っていただいた皆様の思いを紹介します。

人と人が思いあい、つながりあい、人権が大切にされる三木に…。

感動の劇、ありがとうございました。

次ページの記事は
「わたしに失敗させてよ」に取り組んで
です

手づくり溢れる劇。
すばらしかったです。
今後も地に足をつけた
取組、期待しています。
人権の花、大きく育て!!



最後には、サキさんとアートくんが仲良くなっているのがいいなと思いました。
一人一人みんな性格がちがうということを学ぶことができてよかったです。わたしは、みんなちがっていいと思いました。



みんなが主役、すべての人が使命を感じ、過去現在未来を築く大切さを感じました。
「自分のことより、他人を幸せにできる生き方」を大切にしたいです。
心の通う近隣のきずなを三木に。

相手を思いやる心。優しい町であってほしいと思います。三木じゅうの人々が仲良く、話ができるようになってほしいですね。
孤独を感じる事がない三木の町であってほしいと思います。失敗してはじめて分かることも多いけれど、二度繰り返さないよう、日々、笑顔で、がんばりたいです。

未来の三木に対する皆様の思いを、互いに大切にし、共有したいですね。

市民人権劇のDVDの貸出はできます。
隣保館へ問い合わせてください。

4面に続く⇒

人権の小窓

三同教50周年記念事業 市民人権劇
「わたしに失敗させてよ」
に取り組んで

◆人とつながることが人権学習である

地区の教育事業で学ぶ子どもたちに、大人も頑張っている姿を見せたいという保護者の思いから始めた朗読劇が原点のアトロ三木です。

同和問題を題材にした「長い廊下の向こうに」や「百日稼ぎ」、「村にバスがやってきた」、戦争の悲惨さと母の愛を訴えた「お母さんの木」、高齢者の人権をテーマにした「白い花～人生を終えるということは～」等々、どの作品も思い出深く心に残っています。

◆実話をもとに・・・

中でも「村にバスがやってきた」は地域で



実際にあった話です。厳しい部落差別を受けてきた村のお年寄りから、「地区にバス停ができるても自分たちはそのバス停からは乗り降りせんよ、そんなことしたら部落のもんや、A地区のもんやと丸わかりになる」とバス停留所設置に否定的な意見が出る中で、「未来の子どもたちのため、そして村のためにもバス停は必要だ」という話し合いを何度も行い、現在のバス停ができたという内容の劇です。

劇を観られた村のお年寄りが「今では隣村の人たちが、この村のバス停には急行が止まるから、ここから乗っている。夢みたいや」と感慨深げに話されていたそうです。私たちが演じた劇を観て涙される方もいらっしゃいます。このように、地域のお年寄りや子どもたちの心にわずかでも残り、人とつながることができればという思いで毎回演じています。

【自分もけっこうやるやん！】…通学のために朝、小学校や高等学校が近いバス停でバスを待っていた日。バスの中に入り、バスが発車すると、バス停近くの小学校の3年生くらいの子が降りられずに座っていた。運転手に声をかけ、途中で止まつてもらい、無事その子は降りることができた。

(202)

平成31年3月

人権教育団体アトロ三木

さかもと

ただし

代表 坂本 規

「わたしにできることある?」という姿勢で、2007年5月に人権劇団「アトロ三木」が誕生。誰とでも本音で関わるあおうとする啓発をめざして早11年。毎年、総合隣保館文化祭で演じた人権劇や朗読劇は、本年度12作目となる。

◆市民人権劇の誕生

2年半ほど前に思いもよらない話が舞い込んできました。それは三同教50周年記念事業の市民人権劇に出演してもらえないかというものです。10年間人権劇団として活動してきたアトロ三木にとっては願ってもないチャンスです。観客の人数が限られた総合隣保館の文化祭より大きな舞台で、多くの方に自分たちの劇を観てもらえる良い機会です。その場で「はい、やりましょう」と思わず返事をしてしまいました。でも団員はどう思うか、反対されないかという私の心配は見事に外れ、「私たちアトロ三木がやらないで誰がやるの?」「ぜひやりましょう」という意見ばかり。共に頑張ってきた仲間をとても心強く思った瞬間でした。

過去には、劇団立ち上げ当初からの団員の脱退や、団員個々の仕事の多忙さもあってなかなか練習時間も取れず、「今年は見送ろうか」という話をしました。その時も仲間の一人が「どんな形であるにせよ、続けることに意味がある、休んではいけない」と熱い思いを語ってくれました。そんな仲間のおかげで市民人権劇は実現に向けてスタートしたのです。

◆未来志向の人権劇を・・・

ゼロからのスタート

劇のシナリオ作りで決まっていたのは、未来志向の人権劇ということと「あなたがいるから あつたかい～心つないで今



「日から明日へ～」という三同教50周年記念事業のメインテーマのみでした。

その後、三同教の市民演劇部会で、シナリオの検討を重ねました。劇に三木の地場産業である金物づくりを取り入れたいとか、未来志向の内容にしたいとか、メインテーマの「あなたがいるから あったかい」を劇でどう表現するか等々、多くの意見が出されました。調べてくださった三木の方言に修正したシナリオを読み合わせる中、笑いも交えた和気あいあいのあったかい雰囲気の中、14回もシナリオが書き直されて市民人権劇「わたしに失敗させてよ」が誕生したのです。

◆主題歌「あなたがいるから あったかい」

「人とかかわり、人とつながることの大切さを伝える手段として演じる私たちの想いを表現していただいたのがこの曲です。「♪…老いも 若きも おさなごも まあるい輪になり 生きてゆこう…」

♪… あなたがいるからあったかい
心つながる大好きなまちに
大切なあなたがいるから
ああ わたしがいるからうれしくて
心つないで今日から明日へ
この思いずっと広がってゆけ ♪

劇の主題歌ですが、ずっとずっと広く市民のみなさんに歌い続けてもらえばと思っています。

◆「鍛錬と相槌」

「わたしに失敗させてよ」が伝えたかったもの、それはズバリ「鍛錬と相槌」の大切さです。定松親方がサキとアートの姉弟とした2つの約束。



どんなに苦しくても
最後まであきらめず頑張ること、
そして周りの人と
互いに協力して作り上げること。

このことが「鍛錬と相槌」という言葉のもつ意味です。三木の町を築き上げてきたのも、そして未来の三木市を築いていくためにも、この鍛錬と相槌が必要だということが見てくださったみなさんにも伝われば幸いです。

◆多くの方の協力があってこそ

今回の市民人権劇は、役者に応募された方やスタッフなどによる「市民あつたか劇団」とテアトロ三木により、計3回の公演を実現することができました。小学5年生から還暦を超えた大先輩まで、幅広い年齢層の役者、スタッフによって進められました。



舞台に立つ役者のほか、コーラスには吉川中学校、別所中学校の音楽部のみなさま、そして背景画は三木東高等学校美術部、書制作には吉川高等学校書道部のみなさまに協力していただきました。舞台運営に携わってくださった先生方、全体のプロデュースをしていただいた三同教事務局、その他市民演劇にかかわってくださったすべての方々、そしてもちろん各会場に足を運んでいただいた観客のみなさまに心より感謝いたします。みなさま一人ひとりのお力が無ければ実現できなかつたと思っています。

◆一歩ずつ歩み続けていきたい

これからも、テアトロ三木として自分たちにできることを一歩ずつ歩み続けていきたいと、今回の市民人権劇を通してあらためて劇団員一同気持ちを一つにしたところです。今後ともより一層ご支援くださいますようお願いいたします。

最後に、脚本を監修していただいたシナリオライターの山上梨香さんの言葉をお借りして。

「あなたがいるから あったかい」世界。その温もりが人から人へ、そして未来へと伝わっていくことを願っています。

隣
保
館
力
レ
ン
ダ
ー

3月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金		16	土	
2	土	茶道教室 9:00~ 書を楽しむきらきら教室 13:00~	17	日	
3	日		18	月	習字教室 19:30~
4	月		19	火	経営相談 10:00~
5	火		20	水	
6	水	子育てキャラバン 10:00~	21	木	春分の日
7	木		22	金	
8	金		23	土	茶道教室 9:30~
9	土		24	日	
10	日		25	月	
11	月		26	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
12	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	27	水	
13	水		28	木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:00~
14	木	手芸教室 13:30~	29	金	経営相談 10:00~
15	金	経営相談 10:00~	30	土	
⇒ 1面の続き			31	日	

未来の三木や故郷に寄せる思い

性別、家柄、身分等による差別のない三木市でありますように。

いろいろ考えさせられる劇でした。どうしても失敗しないようにと思つてしまいますが、失敗しても大丈夫と改めて感じることができました。

人と人の繋がりを大切に、あったかい市として限界市とならないように、故郷を残せる(誇れる)ように、私もその一人として一助に努めたい。

もっともっとあたたかい三木市になりますように、できることから1つ1つ始めます。

あったかい町になってほしい。そんな町の子ども達の手本となるような大人になりたいです。

3か所で公演した市民人権劇は、500人を超える方に観ていただき、「未来の三木」への思いを多くの方が「未来のココロの木」に貼ってくださいました。

【人権に関する記念日等】(3月)

3日：全国水平社創立記念日 1922(大正11)年3月3日、京都・岡崎公会堂で、部落差別からの解放を自らの手で勝ち取ろうと全国水平社が結成された。

：耳の日 1954(昭和29)年、耳に关心を持ち、耳を大切にするために、また、耳の不自由な人々に対する社会的な关心を盛り上げるために制定。

8日：国際女性の日 1904(明治37)年3月8日にアメリカで、女性労働者が女性参政権を要求してデモを起こした。1910(明治43)年に「女性の政治的自由と平等のためにたたかう」記念日とするよう提唱したことがきっかけ。

21日：国際人種差別撤廃デー 1960(昭和35)年3月21日、南アフリカで、人種隔離政策(アパルトヘイト)に反対するデモ行進に対して警官隊が発砲し69人が死亡。国連が人種差別に取り組む契機となった。1966(昭和41)年の国連総会で制定。

3月は【自殺対策強化月間】です

「自殺対策強化月間」は、自殺対策への理解と関心を深めるため、自作対策基本法に定められています。

※「こころの相談窓口」(三木市)

・月～金曜 午前9時～午後5時 ☎ 89-2471

※「兵庫県いのちと心のサポートダイヤル」(県)

・月～金曜 午後6時～翌日午前8時30分

・土・日・祝は、24時間 ☎ 078-382-3566



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL82-8388)まで。

